

ます。また、参考人は委員に対し質疑をすること

はできないということになつておりますので、あらかじめ御承知をいただきたいと存じます。それでは、西元参考人にお願いいたします。

私は、主として政策実行上の立場から、与党修正案を中心といたします。武力攻撃事態等法案を主体といたします有事関連法制を支持し、これの早期成立をお願いするという立場から意見を述べさせていただきたいと存じます。

まず第一に、武力攻撃事態等法案について申し上げます。

口への対処、あるいは国民の保護、さらには工作員、工作船の侵入といったことへの対処を欠いていなかった。これが、日本政府の失敗である。

いるということから、久留法案などという指摘が一部にござります。このような指摘は、武力攻撃事態法案の持つております一側面だけに光を当て、この法案の持っております非常に重要なもう一つの側面を見逃しているのではないかと考えております。

と申しますのは、我が国の緊急事態等法制につきましては、個別の事態ごとに個別の法制をもつて律しているというのが現状でございまして、緊急事態全般を律する基本法制を欠いているということは否定できないことだと存じております。ここに我が国緊急事態等法制の最も根本的な問題があるものと認識いたします。

非常に難しい解決上の問題をはらんでいるといふ
しかしながら、この問題は、憲法論議と絡んで
いたことは、また一面において事実でござります。そ
こで、武力攻撃事態等法案につきましては、第三
条の武力攻撃事態等への対処に関する基本理念か
ら、第十四条、第十五条の対策本部長、内閣総理大
臣の権限、第十六条の損失に関する財政上の措
置に至るまで、武力攻撃事態等には限つております
すけれども、基本的な事項を規定しているものと

理解しております。

これは、災害対策基本法で言うところの国の責務、それから都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの責務、住民等の責務、各レベルにおける防災計画の策定、非常、緊急各種災害対策本部の設置、緊急災害対策本部長の権限、災害緊急事態の布告、さらには緊急措置などとほぼ同様の規定だと私は理解しております。このことは、とりもなおさず、将来、我が国における緊急事態等への対応に係る基本法への発展につながる非常に重要な礎を築いたものと認識いたしております。したがって、欠陥法案という指摘は必ずしも当たらず、民主党、自由党御提案の法案と可能な限り調整を図つていいただき、早期の成立を強く要望するものでござります。

今日の武力攻撃事態等は、低烈度の事態から高烈度の事態まで、あらゆるレベルの事態が想定されます。

具体的には、テロや工作船、工作員の侵入とい
うような軍事と非軍事の中間にあるような事態は
別として、それ以前から、そしてついでに

別にいたしまして、それに類する、それよりも多少度の高い事態が、明らかに、ある特定の国や地域あるいは非国家組織によって組織的に引き起こさ

れる事態から本格的な武力攻撃事態に至るまで、その間には、あいまいなものから明白なものまで、非常に多くのレベルの武力攻撃事態があり得

るものと考えております。最近の我が国を取り巻く情勢から、このような事態が起こらないといふことは、決して不可能ではない。

保証はなく、國民の多くがこのことを心配しているのが実情だと思います。以上のことから、武力攻撃事態等法案が専らある

りそうもない冷戦時代に想定された着上陸侵攻への対処を想定した法案だという指摘は、当たらぬいものと考えております。

ここで、武力攻撃事態等に関連して、自衛隊法改正案について一言つけ加えさせていただきたい

本改正案は、自衛隊の行動を無制限に認める産ではなく、我が国の独立・主権と国民の生命財産を守るために自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するという観点と、国民の権利や自由を守る立場とを調和するという基本的な考え方で規定されています。したがって、武力攻撃事態等法案とともに自衛隊法の一部を改正する法律案の早期成立をお願いするものでござります。

第三に、事態対処法制の整備について申し上げます。

事態対処法制は、国民の保護を中心として、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保のための自衛隊あるいは米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置などを含んでおり、極めて重要であります。そして、その整備を怠れば必要があることは申し上げるまでもないことがあります。

この際、国民の保護についてはもちろんでございますが、我が国の防衛のために行動する米軍に対して、対処すべき土地や施設などをどのように提供するかという根拠、物品や役務を無償で提供できる枠組みの構築なども、日米同盟の信頼性のより一層の向上という観点から重要な課題と認識いたしております。

与党修正案の武力攻撃事態等法案には、これらの項目、整備のための期限を明らかにするとともに、整備の責任を負う国民保護法制整備本部を置き、内閣の総力を挙げて整備すべきことを規定しております。本法案を一日も早く成立させることがこれらの方策の整備を促進する上で早道だ、このように考えております。

第四に、その他の緊急事態対処のための措置について申し上げます。

近年の傾向として、軍事と非軍事のいずれの領域に属するか、国防作用と警察作用のいずれで対応すべきか、あいまいな事態が存在することは確かでございます。我が国におけるこのような事態への対応は、我が国の法制上、警察、海上保安官、

府、消防、自衛隊などのうち、いずれの組織が行動主体になるべきか、それぞれの組織の役割分担をどうするか、明確に整理することが難しいという事情があり、一方において、現行法の適用を工夫することによって対応が可能だというふうに理解いたしております。

例えば、このような事態における自衛隊の運用については、その事態事態に応じて、自衛隊法の収集活動などを適時適切に運用するということが考えられます。

このため、与党修正案においては、武力攻撃事態法案第二十四条において、当面とり得る措置として、第一に「情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実」、第二に「各種の事態に応じた対処方針の策定の準備」、第三に「警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化」などが規定されている、このように理解いたしております。

しかしながら、このような事態への対応に係り、将来、警察、海上保安庁、自衛隊等の役割分担のあり方の検討と相まって、総合的な法制を整備することの可否を検討し、あるいは事態によりよく対応できるようにするための現行法の改正を図ることは必要だと考えております。将来、できるだけ早い時期にこのようなことについて御検討賜れば幸甚に存じます。

最後に、これは先生方に申し上げるのは大失礼だと思いますけれども、国家安全保障、防衛の基盤は、みずから國はみずから守るという意思と能力であり、有事関連法制は、國家の独立・主権と国民の生命財産に最も深刻にして継続的な影響を与える武力攻撃事態、そのような事態に断固として対処するという意思を最も明確にあらわすものだと考えております。それゆえに、世界のいづれの国もこのような事態に対処する法制を持っているわけでございます。

このようないかん觀点からすれば、本法制は、このよう最も深刻な事態の発生を未然に防止するとともに、その事態に対する対応を明確に整理することが難しいといふふうな事態に対処する法制を持つ

もに、日米同盟の信頼性のより一層の向上に寄与するものと信じております。

以上をもって、私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございました。

次に、小尾参考人、お願いいたします。

○小尾参考人 早稲田大学の小尾でございます。

きょう、この場で私の意見述べさせていただけですが、国際情勢も大変化しておりますので、この法案がどうなるか、関係する法案がどうなるかわからませんけれども、私としましては、四つほどポイントを絞ってお話ししさせていただきたいと思います。

一つは、国際情勢の変化ということですけれども、冷戦時代からテロの時代に移り、そして九月十一日、九・一一の多発的同時テロ事件以降、世界情勢の力関係が大変わりましたので、そういう意味では、アメリカの政府の行政組織等も、国土安全保障省というものが審議の対象になり、ことしの一年にできたわけですから、私、かなり前に国際連合の専門機関で仕事をしておりまして、要するに、国連という組織を内部で見ていて、書く必要はないとか、いろいろな議論があるとは何一つ通っていない、そういう国際機関の宿命というのがございます。ですから、各国においてどれだけ国民の生命、身体、財産を守るかといた人間とすれば、当然、日本にいる方よりも緊急の課題というふうに思っております。

そういう国連との関係はともかくとしましても、国際情勢がこういう形で変化して、そしてイラクから今度は北朝鮮へという流れもござります。また、小泉内閣になって初めて有事法制法案が国会で上程され審議されているわけですから、これは画期的なことだなと思いますし、また、野党第一党の民主党が対案を出したということも非常に重要なことだというふうに認識しております。

こういう状況の中で、私、あと三つの点について触れたいと思っております。

第一点は、国会の関与という視点であります。

日本は議院内閣制ですので、アメリカの大統領制と当然違うわけで、イギリス型の政治形態である。しかし、三権分立という点では同じなわけです

すから、非常事態、緊急事態において国会がどう関与するかということは、非常に重要な国民の最高議決機関としての権利だというふうに思いました、現在議論をされている国会の関与に関しては、最大限の配慮をすべきだろうというふうに思っております。

往々にして、有事の事態あるいは緊急の事態になりますと、国会というものが行政と、三権分立でありながら、何か軽んじられるようなイメージだけがありますので、国会がしっかりと国民を代表して、有事の際、緊急事態の際に監視し、また法案を見ていくと、中止をするような議決の権利もあるという内容もありますので、そういうことを徹底していただきたいというふうに思っております。

三番目の点は、基本的人権の問題であります。

憲法に書いてあるからいいじゃないか、一々また書く必要はないとか、いろいろな議論があると思います。しかし、日本の憲法は、有事、非常事態を想定しているとは私は思えないわけで、そういうふうに思っています。

憲法には、基本的人権をどう守るか、それだけの、中央政府と地方政府あるいは民間を連携した、そういうネットワークというものが必要であると思います。

御存じのとおり、テロとか大災害というのはもう瞬時に起きるわけで、その対策は、予防的なものから事後的なもの、二十四時間が勝負じゃないかと言ふ方もいらっしゃいます。そのときに、今のような国の体制で国民の生命、身体、財産が守れるのか、ということが国民にとって非常に不安な要因だと思っています。

いろいろな議論を聞いていますと、例えば、何か、もう一つ役所をつくるのはけしからぬとかいう意見もございます。しかし、このFEMAのようないく義務、権利行使できるものにしていただきたいということを伝えおきたいと思います。

国民の納得のいく義務、権利行使できるものにしていただきたいということを伝えおきたいと思います。

次に、渡辺参考人。

○渡辺参考人 平和安全保障研究所の渡辺と申します。

平和安全保障研究所というのは、防衛庁と外務省の指導のもとに、関連の研究や世論活動を行っている民間の研究機関でございます。

なぜそのことを申し上げるかといいますと、平成九年、今から六年ぐらい前に、私どもの研究所の前理事長の阪中友久理事長時代に、「有事法制についての提言」という文書をまとめて、世の中に問うたことがございます。この中には、その研

最後の四番目、これは私がきょう一番主張したいことなんですかね、国民保護という視点か

がございますが、その日本版をぜひ創設していただきたいということをお願いしたいと思っております。

FEMA、危機管理庁がアメリカでどういうものであるかは、私に説法というか、もう委員の皆さん方は存じ上げていると思いますので、時間

の制約上、細かい説明をいたしませんが、有事の際あるいは緊急事態、非常事態において、アメリカにおいてFEMAが果たしてきた役割、あるいは現在、一月から創設された国土安全保障省が

果たすべき役割というのは非常に大きいものがあ

ります。これは、大災害、自然災害、人為災害、テロあるいは生物化学生兵器を使った場合の被害

いろいろな事態が想定されますが、現在の日本のシステムの中で、そういうような、FEMAがア

メリカで活動しているようなものが機能しているとは思えないわけです。安保会議とかいろいろな会議体はございますが、行政として、困難を乗り切

るだけの、中央政府と地方政府あるいは民間を連携した、そういうネットワークというものが必

要であると思います。

御存じのとおり、テロとか大災害というのはもう瞬時に起きるわけで、その対策は、予防的なものから事後的なもの、二十四時間が勝負じゃないかと言ふ方もいらっしゃいます。そのときに、今

いった結果としての法整備ができることを期待しております。

以上、四提案、コメントを含めて申し上げまし

たけれども、今国会で、いろいろな議論を通して、国際的な信頼と国民の理解を得る、そ

して、行政立法もそういうことに対する責任とい

うものが十分果たせなければならないというふう

に思います。

対案等出ておりますけれども、幾つかの基本的人権に関して、今回の一連の法案が、しっかりと

国民の納得のいく義務、権利行使できるものにしていただきたいということを伝えおきたい

と思います。

次に、渡辺参考人。

○渡辺参考人 平和安全保障研究所の渡辺と申します。

いろいろな議論を聞いていますと、例え、何か、もう一つ役所をつくるのはけしからぬとかいう意見もございます。しかし、このFEMAのようないく義務、権利行使できるものにしていただきたい

ことがあります。しかし、このFEMAのようないく義務、権利行使できるものにしていただきたい

ことがあります。

なぜそのことを申し上げるかといいますと、平成九年、今から六年ぐらい前に、私どもの研究所の前理事長の阪中友久理事長時代に、「有事法制についての提言」という文書をまとめて、世の中

に問うたことがございます。この中には、その研

究報告書や、あるいは阪中前理事長からのお話を
お聞きになつた方がいらっしゃるのではないかと
いうふうに思います。

それから六年がたったわけでございますが、現在この委員会及び国会全体として、いわゆる有事法制という問題について真剣に御議論いただいているということに対して、心から敬意を申し述べたいと存じます。

私は、時間の関係もござりますので、個々の具体的な法案に関連してコメント申し上げるというよりも、非常に基本的なことについて三点ほど私の考え方を述べさせていただきます。

まず第一は、对象の限定をどうしますか。有事の定義。これは、国民緊急事態とか国家非常事態とか、それぞれの国の事情によっていろいろ呼び方があると思いますが、いずれにしろ、国民の生命財産の保護のために国家が強力な措置を直ちにとることが要請されている事態だというふうに私は考えます。

そうしますと、いわゆる外部からの武力攻撃事態というのは、実際に発生する事態というのは余りにも明白であって、これはほとんど議論の余地がないんだろうと思います。一番難しい問題は、その外側にどこまで広げるのかということである。私は、あらかじめ申しますと、余り対象を広げないような限定が必要であるというふうに考えます。

御議論いただいているいろいろな案によります
と、例えば、武力攻撃のおそれがある事態である
とか、あるいは武力攻撃予測事態というような、
いろいろな言い方があると思いますが、私個人の
好みからいふと、与党の修正案でございましょう
か、武力攻撃予測事態というふうにまとめた方が
すっきりするように思いますが、いずれにしろ、
この場合は急迫性とか緊迫性といふものの判断
というのが非常に重要なわけですね。した
がつて、これは、一般的に言うと非常に議論のあ
り得る状態、非常に難しい状態であるということ
を理解しておかぬきやいけないと思います。

それから、それ以外の緊急事態として、テロや
か不審船などの、いわゆる国家以外の武力集団か
らの脅威への対処ということが今日ではますます
重要になってきている。これは非常に悩ましい問
題であると思うんですが、これを我々は無視する
わけにはいかない。その場合に、まあ多くの場合
は何らかの敵対的な国家の意思というものがかかる
わっているとは思います、その関連を明白に判
定しがたい事態であっても、我々としては座視す
るわけにはいかない、こういうことになるだろう
と思います。

以上、申しましたように、対象というものを広
げても、私はその辺だろうと思います。例えば予
防外交とか、もっと、いわゆる広い、低いレベル
という言い方がいいのかどうかわかりませんが、
もっと広い意味で、紛争が激化しないよう、国際法
的にいろいろ協力しないといけない、こういうこと
とは非常に大事な課題になっております。しかし
し、これは、いわゆる有事法制とか武力事態とい
うこととは区別した方がいいよう私は思いま
す。

以上が第一点です。

第二点は、今度は権限の限定ということであり
ます。

これは、必ずしもこの問題だけに限らず、一般
的に国家というものに、今日、現代の国家に要求
されている機能というのはいろいろ複雑になつて
きております。経済的な運営というのもそうで
ござりますが、そうしますと、能率的、効果的で
あるということが非常に要請されるわけですね。
したがって、国家は効率的な仕事をしなきゃいけ
ない。そのためには権限を与えるなくてはならな
い。しかし、同時に、他方では個人の人権が守ら
れなければならないという、この二つの要請とい
うものに常に国家というものは直面するわけであ
ります。ある人の言い方によると双頭の国家、二
つの頭がある国家というふうに言うわけで、この
二つを常に持つていてなきゃいけないというのが一
般論として言えると思います。

緊急事態といいまして、この事態に際して国家が求められる機能、仕事を効果的に遂行するためには強力な措置が必要である。しかし、不当に個人の人権を侵してはならない。これは憲法十三条に、公共の福祉に反しない限り国民の権利を最大限に尊重すべしに書いてござりますが、これをひっくり返せば、すなわち、緊急の事態においてはある程度は国民の権利を制限しなきゃならないという認識が同時にあるということになると思うんですね。いずれにしろ、こういうのが必要ですね。

この問題は、少し別の角度からいいますと、先ほど申しました、国家が何かの事態に対して効率的に機能しなきやいけないという効率の視点からいっても実は大事なことであって、つまり国民の自発性を引き出すことが大事だと思うんですね。

つまり、一方では命令ということがありますのが、一方では説得ということがあるわけで、一方的に国家が何々しるというふうに国民に対して命令をしても、一つの組織の中で、例えば自衛隊なら自衛隊の中でもそうだと思いますけれども、命令ということは非常に大事でありますけれども、それぞの命令を受ける側が、それに対して積極的に支援する、目的を理解してそのための力をすること非常に必要なわけでありまして、そういう意味で申しますと、そもそも国民と国家が対抗関係にあるわけではないわけでありまして、それぞれの立場から、この共通の事態にどう対処するかという覚悟が必要であろうと思つくりした方がいいように私は思います。

このことは、国民の協力ということは、現在御用意なさっている法文にあちこちに出てくるので、それは大変結構なことだと思つんすけれども、全体の精神として、その点はもう少しつづきました。

最後の点は、包括性ということでございます。つまり、権限の集中でございますね。これは、先ほど申しましたように、国家がそういう事態に対

いうものの、それから国民の安全確保ということを目指しまして平和的外交手段を駆使するわけになりますが、それと同時に、不測の事態に対しても対応可能なような体制を平素から備えておくといふことは、これは崇高な使命でもあります。その意味で、我が国も、自國を取り巻く安全保障環境というものに配慮しながら、法治国家としての万全の体制を整えておくということは必要であろうと思われます。

しかし、我が国のこれまでの安全保障政策といふのは、特異な制定経過を持つてゐる憲法の中に自衛権の規定がないのであるとか、参議院の緊急集会条項を除けば緊急事態条項がないのであるとか、そういうものもろのことを理由にして、針の穴を通すような憲法解釈というものを積み重ねて現在まで来たということは、非常に憂うべきことだとうふうに考えております。有事法制が堅密の課題といふふうに言われつつ未整備のまま今日まで放置されてきたということは、その一環であろうと思われます。

もとより、自衛権の規定のなさといふのが自

衛措置を一切行えないということにはつながらないわけであります。自衛権はまさに國家の属性なのでありますから、そういうことはあり得ない。いわゆる憲法の欠陥部分、まさしく憲法のいわゆる空白部分といふものを補てんする意味で、國家安全保障政策についての原理原則といふのを確立する、制定するということで、基本法を定めるという基本法構想といふのは、それなりに意味があるのであるというふうに考えております。

そもそも、緊急事態対処法制といふのは、国家や国民の安全に対し、いかなる法的根拠によつていかなる手段をとり得るか、またいかなる目的でいかなる方策をとるべきかということを平素から考慮して、その手続を策定しておくといふことが必要であります。

つまり、有事関連法一般といふのは、国家の独立確保、それから国民の保護を目的とした安全保

障政策上の手続法なわけでありまして、シビリア

ンコントロールのツールであります。いわゆる手段といふか、工具といふか、道具であります。こ

れは、民主国家であり、また法治国家であるがゆ

りすべてであるというような独裁国家などでは論

議の対象にすらならないということであります。

その際、法案に盛り込むべき柱といふのは二つ

あると思われます。

一方の目的は、いわゆる軍事的合理性の追求に

よる不法な勢力の排除ということであります。つ

まり、自衛隊を初めとする國の組織それから機

能、この総力を挙げて対処すべきことはもちろん

であります、米軍との防衛協力体制を整え、さら

に国と地方自治体の役割を分担、調整し、さら

に國際法の原則を遵守するということがあわせて

とられなければいけない方策であらうと思われま

す。この点は、國家の自衛権に基づく具体的な実

力行使というものを持たうものであります。その

実効性を担保する上で、集團的自衛権の解釈と安

全保障措置の原理原則といふのをそろそろ再検

討を行なうべきときに来てゐるのではないかとい

ふうに思われます。

いま一方の柱は、國民の保護法制であります。

有事における國民の保護のために、國と地方自治

体がおののの役割に基づいて相互に協力すると

いふことは不可欠な法案の内容であります。

具体的には、危険度に応じた警報の発令、地域

住民の避難、被災者の救助や治療、さらには、消

防活動を初めとして、施設や各種整備など社会的

インフラの復旧、さらには保健衛生の確保とか治安

維持等々、國民生活一般や經濟の安定化策に関するものまで含めて法的な整備が必要であろうと思われます。

これら國民保護の觀点から、二つの例外措置

といふのも必要であると思われます。

一つは、有事対処の権限行使に関する手続的例

外といふものであります。

宣言によつて通常の手続の省略、それから首相や

緊急事態宣言によつて通常の手續を省略する

ものであります。

かねてからの持論であります、キーワードとし

ては、いわゆる有効期限つき国会承認制と、もう

一つは国会拒否権といふものであります。

国会承認に関しては、いつの国会も、聞いてお

りますが、これは、私に言わせますと、ほとんど

不毛な議論であります。すなわち、実態的には、

国会など他の機關による強制的な終了措置、

いわゆるチェック手段であるとか、緊急事態終了

後の使われた権限に対する司法的な評価、要する

に裁判所のチェックとか、さらには強制措置を伴

う損害に対する正当な補償というのも当然不可

欠な要素であります。

首相の緊急事態宣言については、現在有効であ

ります災害対策基本法や警察法といふものにも緊

急事態の布告規定といふものがありますし、それ

らの法律には、国会の議決によつてその布告自体

を強制的に廃止できるという規定も既に制定され

ております。

いま一つの例外措置といふのは、憲法で保障さ

れた國民の権利に対する制約であります。

緊急事態対処措置の性質上、多数の國民の安全

確保という觀點からは、一部の國民の私有財産、

それから行動の自由といったものが制限される場

合が想定されるわけであります。これら和平と安

定を回復するための犠牲といふのは、そもそも必

要最小限にとどめるべきであります。これで平和と安

定を回復するための犠牲といふのは、そもそも必

というものを創設することも有効だらうと思われます。

議院内閣制のもとでの後の承認取り消しというのでは、通常は賛成に回った与党議員の同意も必要だということだけに、よほどの事態の急展開や事実の誤認、さらには、もろもろの前提や条件の重大な変更というようなものがある場合にこれは限られるわけでありまして、乱用というのは考えられないというふうに思います。アメリカの制度については、私は、大統領制のもとではこの議会拒否権は違憲の主張に立っておりますが、日本の議院内閣制のもとではこれは有効に機能するというふうに考えております。

第二は、あとは簡単に申し上げますが、武力攻撃事態の定義に関してであります。

一般的に、法律における概念定義というのは、これは、私も法学者の端くれである以上、非常に重要だということは理解しております。しかし、緊急事態関連法制というものは、そもそも本来予測不能な事態への対処法なのであります。詳細に規定すればするほど対象外を多くするというようなジレンマがあります。したがつて、そのことによって準備対応のおくれを招きかねないということは十分配慮する必要がある。ここは厳格な中にも柔軟性を失ってはならないわけでありまして、法の硬直化を防ぐ意味でいろいろな配慮が必要だらうと思われます。

最後は、対処基本方針案の策定についてであります。

緊急事態発生という時間的制約の中では、その中で作成をすることは、これは事実上不可能であります。そつである以上は、平時から緊急事態の程度に多段階で対応させた方針案というものがあらかじめ策定されていなければ、これは対応が不可能であります。同時に、緊急事態時の闇議決定についても、平時から指名されている数名の特定閣僚の合意に代替されること等々が検討されていいのではないかと思われます。そもそも、有事関連法の適用というのは、国家

の存亡と国民の生死をかけた、いわば一度限りのものであります。そういう意味では失敗は許されないわけでありまして、実効性への疑義というのは完全に払拭されていなければならないというふうに考えます。

いずれにせよ、不法な実力による国家国民への侵害行為に対しては、国際法を遵守しながら、国内法を根拠とした毅然とした姿勢を対外的に表明する、このことと国家の安全と国民の保護という、いわば国益の追求と国際社会との協調というものは急務かつ重要であると思われます。

与野党の合意に基づく法整備というものを強く求めたいというふうに思いますが、対案の提出とういうことであります。対案の提出といふもののが、いわゆる拒否することのハードルにだけ使われることのくれぐれもないようにお願いして、意見を終わりたいと思います。

○塙山委員長 ありがとうございました。(拍手)

次に、新倉参考人、よろしくお願ひします。

○新倉参考人 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。私は、今までの参考人とはまた違う角度から発言したいと思います。

レジュメを用意しましたけれども、これを全部お話しすることは多分できないと思いますが、有事法と言っているものの中で一番重要なのは武力攻撃事態対処法案。これは、どういうふうに省略するかということはあると思いますけれども、そういう事態に対してもう一つの参考といたしまして、一種の基本法といいますか、枠組み法ということがなっています。

しかし、武力攻撃事態というのは非常にいろいろなグレードに分かれています。今までの参考といたしまして、あらゆる事態とは言わないけれども、それに対応が不可能であります。同時に、緊急事態時の闇議決定についても、平時から指名されている数名の特定閣僚の合意に代替されること等々が検討されていいのではないかと思われます。これらはここまで対処する、さまざま御意見があると思いますけれども、そこへ議論が行く前にもう

少しやはり考え方があるのではないかといふことを私としては申し上げたい。

つまり、二つのギャップを私は感じていまして、一つは、法案というのは、何か全体像がまだ十分描き切れていないのではないか。大きな絵というふうに言いますと、その絵は戦争ということを想定しているわけですけれども、戦争のかなたに光があるのかということですね。その絵柄というのは非常に大事で、そこはやはり国会ではぜひ議論していただきたいと思います。

その絵柄というのは、私が想定しているのは二種類あるわけで、一つは平和と人権というものであります。もう一つは、あえて言えば力による平和というものだと思います。法案はそのどちらに組み込まれていくのか、ここは非常に大事な点ではないかと思います。

この二つのものをあえて今まで法規化されたもので示せば、一つは、憲法とユネスコ憲章。印象的な言葉を取り上げますと、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、」これは憲法の前文にあります。

この二つのもので示せば、一つは、戦力を放棄して戦争を放棄したという國民の決意の中に、ただ何もしないというのではなくて、諸国民の公正と信義を支援するという、非常に大きな決意を我々は一九四六年にしました

たんだということを確認したいと思います。それから、ユネスコ憲章。それより一年前にできたわけですけれども、そこには、人の心の中に平和のとりでを築こうということがありまして、これは一種の平和教育が大事だということかもしませんけれども、この構想から、実は人間の安全保障という新しい国際的な潮流が生まれつつあります。

これは、一種の平和教育が大事だということかもしませんけれども、この構想から、実は人間の安全保障という新しい国際的な潮流が生まれつつあります。その点をやはり無視することはできないわけですし、この法案がその絵柄の中にぴったりはまるのか、はまらないのか、そこが非常に大きな問題だと思います。

もう一つは、集団的自衛権の体制づくりという方向性があると思います。

これは、日米安保条約とか日米新ガイドライン、それから、お読みになつてあると思いますけ

れども、いわゆるアーミティージ報告といふことを示されている内容でして、これを私は読みまして、ある意味ではそら恐ろしくなったわけですけれども、今日の事態ということをほとんど想定して、日本に対してはかなりはつきりした注文をしているわけですね。その中には、やはり国内法の整備という問題もありますし、情報機関の整備とか、パートナーシップを完全にするために日本の積極的な役割を期待するというようなのがあります。

して、そちらの方にもしこの法案というのが組み込まれていくとということになれば、これは大きな進路の変更を我々に求めざるを得ないのではないか。そういうことですね。

それをわかりやすく言えば、この法案では、武力攻撃事態というのを私なりに言いますと、ゴジラに例えて、それに対してどういう対処をしたらいいか、ゴジラをどうやって生け捕りにするのか、こういうことを問題にしているわけですから、ゴジラというのは突然発生するわけじゃありませんから、そういう発生する事態に対して我々は十分備えをしているのだろうか、そういう問いかけを切り捨てるに突然発生するわけじゃないから、そこには大きな誤りを犯すのではないかというふうに私は思います。

そこで、最後に、私の意見としては、この法案で扱われているのは大きな枠組みの問題ですけれども、単に実際に日本が武力攻撃されるという事態じゃなくて、そういう事態だけではなくて、さらに非常にこそ野の広いところまで含めている、その先には周辺事態とか、ああいうものとの連続性ということをどうしても否定し切れないわけですが、その先には周辺事態とか、ああいうものとの連続性とそういうことをどうしても否定し切れないわけですね。その点をやはり無視することはできないわけですし、この法案がその絵柄の中にぴったりはまるのか、はまらないのか、そこが非常に大きな問題だと思います。

もう一つは、集団的自衛権の体制づくりという方向性があると思います。

ここでの問題はいろいろとありますけれども、一つの問題は、国際の平和と安全に対する脅威があるということをだれが判断するのかということ

ですね。イラクの攻撃については、国際法の仕組みですと、国連の安保理事会が判断するということになっていたはずなんですけれども、結局、その判断が回避されまして、実際は、アメリカの大統領がこれは危険だと宣言して事態が動いていった、こういうことがありますので、そういうことも今後大いにあり得るわけですから、この法案をつくったということは、そういう事態も当然前提にして、あるいはそういう事態を肯定して、日本をそういう方向へかじを切るんだ、こういうことなのかどうか、そこをはっきりさせていただきたいというわけですね。

私の立場から言いますと、むしろそこには、国として優先すべき課題が転倒されているのではないかというふうに思つてます。むしろ我々にとって大事なことは、平和への努力がまだまだ足りないのではないか。その平和のための課題というのを、もっと具体的にリアルに描いて、それに取り組むという姿勢を示すことの方が、日本が世界から尊敬されるのではないかというふうに思います。

もう時間がありませんので、具体的に申し上げることはできませんけれども、私としては、まず四つ日本が取り組むべき問題があると、アジア地域における安全保障協力機構をつくるうといふことです。それから、北東アジアあるいは東北アジアといつても同じですけれども、非核地帯条約を結ぼう。それから、国際刑事裁判所条約を批准しよう。それから、NGOや地方自治体の自主的な平和活動というのを支援しよう。

これは標榜的に言えば、第一は、対話と信頼の醸成の努力を怠ってはいけない。それから非核化、そして国際犯罪の処罰、これによって戦争はかなりの部分防げるわけですね。それから、世界の中で名譽のある地位を占めたいと思っているのではなくて、まさに世界の平和を愛する諸国民と一緒に手を結んで共生する、こういうメッセージを日本の国として発していくことが大事

ではないかというふうに思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○鳩山委員長　ありがとうございました。

次に、藤井参考人、どうぞよろしくお願ひします。

○藤井参考人　藤井でございます。

毎年のことであります、夏になりますと、亡くなつた友人たちの弔いの、追悼の集会が開かれ、お話をすることがざいます。ことしも行つてしまりました。ことし弔つた方は、昭和二十年六月、十六歳で沖縄戦の中で亡くなつた、まさに少年のような兵士であります。特攻隊。

特攻隊は志願でやつたんだという説もございま

すが、十六歳の人々は、もうそんなものじゃな

い、先生に強制されて實際には行つているわけであります。そして、その人の周りにはたくさんの兄弟や友人がいて、数十年たつた今もその人々を

思い起こし、そしてどういうふうにすれば私たちの生活が幸せに、平和になるのか、こういう話し合ひをするわけであります。

さつきからのお話を聞いておりますと、全くそ

ういうことと違うんですね。何をとんちんかんな

ことを言つておられるんだ、こういう感じがいた

します。そんなことじやありません。日本国民に

とっての戦争体験というのは、そして平和への願

いというのは、そういうものじゃないんです。

きょうはうんとお話をしようと思って、立派な

本をたくさん持つてきました。これは「戦史叢書」

といいまして、防衛庁系の機関が三十年余りも前

に発行された「沖縄方面陸軍作戦」という本があり

ます。防衛庁防衛研修所戦史室著となつてます。

これは本当に立派な本ですよ。みんな読まなきゃ

いけない、必読の書です。そして、もう一つここ

にございますが、これはこちらの本の抄録のよう

なものであります、「沖縄作戦 第二次世界大

戦史」陸戦史研究普及会編というものであります。

私は、あなたの方の本を一生懸命読んでいるんですよ。そして、その中でも立派なものは立派なもの

ではないかというふうに思います。

私は、あなたの方の本を一生懸命読んでいるんですよ。そして、その中でも立派なものは立派なもの

ではないかというふうに思います。

私は、あなたの方の本を一生懸命読んでいるんですよ。そして、その中でも立派なものは立派なもの

ではないかというふうに思います。

私は、あなたの方の本を一生懸命読んでいるんですよ。そして、その中でも立派なものは立派なもの

のだと言つているんです。ところが、あなた方は私の本を全然読んでいない、それは冗談ですけれども。済みません。

国会でそういうお話をすることはできませんが、ともかく、この「沖縄方面陸軍作戦」というものを読みますと、本当に涙なくしては巻をおくことができないんです。

ここにはどういうことが書いてあるか。沖縄の最後の戦いにおいて約一万の重傷患者が出ていました。そして、この重傷患者をどうすることもできなかつたんだ、助けられなかつたんだ。この重傷患者の処理が問題であります。そして、「五月下旬首里、津嘉山付近の病院はもちろん、各隊も多くの傷者をかかえており、その数約一万と見込まれた。」この一万をどうやつたのかといいますと、この人々に対する手りゅう弾や爆薬や毒薬を提供して自決させたんだ、こういうことが書いてあります。

なぜ、この人々は、傷病兵として大事に看護され、そういうことが赤十字条約でも決まっていましたにもかかわらず、日本自身がそれに加盟していません。それでも、明治以降ずっとそれでやつてたにもかかわらず、日本自身がそれを加盟していません。それでも、明治以降ずっとそれでやつてきたにもかかわらず、このときだけ何で殺したんだ。そういう負の部分、やってはならないことをやつた。そういう負の部分、やつてはならないことをやつたということについて、例えば歴代の防衛庁長官は総括をやつているのか。こういうところが間違っていた、これからは国民保護というものはこうでなければならないということを言つていらっしゃるのかどうか。何にもありませんね。またやるんじゃないかと、私は本当に恐ろしい思ひがします。

では、亡くなつた方々は何のために亡くなつたのかというと、飢え死にだから、全くのむだ死に。帰つてきて、我々はどういうことをやつたか

が帰つてこれるわけもありませんが。そういう現実を、なぜ皆さん方はよく議論をして、国会で討議をして、そしてそれを政策にして出してこないのか。何にも聞いたことがありませんね。

私はここに「慰靈と不戦の誓いを」、こういう統計表をつくつて、わかりやすいものを幾つも幾つもつくりて配つてあるんですよ。だけれども、あなた方はそういうことを議論しない。ということは、これからまた百万人、二三百万人とたくさ

人の人を殺すことですよ、教訓を学ばなければなりませんよ。だから、今の議論というのはだれかがつてやつてやつてることであつて、本当にあなたの方が防衛のことを考えて、間違つてはならない、そ

う思つて打ち出しこられている議論ではないんですよ。少なくとも人間であれば、こういうこと

はもうあつてはならないんだ、私としてはこう思

うと、本当にまじめにそのことを議論して、そして、かつての犠牲者の皆さんと何よりもやはり話をしてほしい。そういうこともやらいで、何であんた、国会で空虚な議論をして、それでもって日本の政治を動かしていかると思うのか。とんで

もない。大間違いですよ。

そして、まだそういうことはたくさんあるんです。ここに防衛庁からいただいた資料がございまして、これを見てください。これは、日本軍が國外へ出ていて、どこでどれだけ亡くなつたかと

いうことを、防衛庁の資料で私が整理をしてつづつたものです。そして、これを見ますと、本当に東南アジアにおいては百万人がむだ死にをして、亡くなつた方と生き残つた人、大体同じぐら

もない。大間違いですよ。

そして、まだそういうことはたくさんあるんです。ここに防衛庁からいただいた資料がございまして、これを見てください。これは、日本軍が國

外へ出ていて、どこでどれだけ亡くなつたかと

いうことを、防衛庁の資料で私が整理をしてつづつたものです。そして、これを見ますと、本当に東南アジアにおいては百万人がむだ死にをして、亡くなつた方と生き残つた人、大体同じぐら

もない。大間違いですよ。

だから、こういう空理空論をやっておってもだめだというふうに私は思いますので、今後のこういうふうな安全保障がかけがえのないような大事な問題についての議論というのであれば、ちゃんとみんなで調査委員会か何かをつくって、データをそろえて、そして国民の前にそれを明らかにして、やってください。私は、幾らでもあなたの方の本を読んで、そこで、あなた方が読んでいないところを全部こういうふうにして、ちゃんと読んでいますから。私は藏書という辯はありませんから、本というものは読むものだと思っています。きちんと読んで作業をしてきますから、それで一緒に議論をしましょう。

率直に申し上げて。こんな議論をして日本のこれからからの防衛政策、安全保障政策が出せる、そんなことはありませんよ。おわかりでしょう。立派な方がいっぱいいて、久間先生なんかすごいものですよ。力を発揮しないからだめなんですよ。終わります。(拍手)

○鳩山委員長 以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

○鳩山委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○林(省)委員　自由民主党の林省之介でございま
す。林省之介君、順次これを許します。

きょうは、参考人の皆様方におかれましては、大変貴重な御意見をお聞かせいただきました。またことありがとうございました。

実は、私は、この委員会に所属をいたしまして一年と、そしてこの通常国会ということになりまます。この席にも三度立ちまして、一度しか質問の機会がありませんでした。二度は、いろいろな事情の中で流会になつたというふうなこともございました。大変な紛糾を繰り返しながら今日に至つているわけでございます。

よく我々のところに、戦争ですか平和ですか、どちらがいいですか、それは平和ですか、だれが好んで戦争をやりますか。ただ、我々が幾ら平和憲法を掲げて、じつと平和平和と言つても、万一一何があったときなどどうするんですか。日本の国として、どうして国家国民、生命、財産、身体を守っていくんですか。そんなことだって考えるのが当たり前でしよう。いろいろな議論をする機会がたくさんございました。時間が長かった分、私どものところには、実はきょう最終的に質問をするので、何通のファックスが来たか。きょうも既に八通参っておりました。これなんか随分、まあまあ優しく書いていただいているんですけど、おれたちを殺すとか、教え子を再び戦場に行かせるとか、おれたちを殺す気かとか、戦争法反対だと、そのファックスの数は、実に一千八百六十二通あります。そして、きょうもお二組の、これはいきなり来られるんですよ。全然下から連絡もない。本当は困ったことなんですけれども、多いグループは八名の女性でございます。東京の商店街の方だとうんですね。そして、やってこられて何をおっしゃるかと、どうぞ、私たちを戦争に行かせないでくださいと。女性ですよ。はっきり申し上げて、いささか何かにつかれていらっしゃるんじゃないかなと思いたくなるような方々の陳情、要望が実は九十七件、きょう一件ございましたから九十九件でございます。さらに、嫌がらせの電話と言つてしまいのような内容のものが五十八件。これが、昨年私がこの委員会に所属をいたしましてから今日までの現状でございます。

私も当然、この委員会に所属をしているといふことは地元の皆様方も御存じでござりますから、先生、ひとつ有事の問題について話を教えてくださいと言ふんですね。いろいろな意見交換会を随分とやってまいりました。皆さん方がおっしゃる最終的なところは、どうもきょうのお一組の感じに分かれるわけですが、必要ですよとおっしゃる方、こんなのはどんでもありませんとおっしゃる方、どうも二つに分かれるわけです。

そこで、きょうはその二つ、皆さん方がどちらかに分かれしていく、どちらかといえば最初の方の、一点目の方の御意見が圧倒的に多いわけでございます。それは何かというと、このたびの有事法制によって我々国民の権利や自由が束縛される、拘束をされる、このことについて、戦前のようないいのは戦中のようないい状況といふのは困りますよ。だけれども、先ほど渡辺先生の方からのお話にもございました。憲法の十三条、中には「二十二条、二十九条、結構勉強しておられるんですよ。公共の福祉」という言葉をお持ち出しになつて、こういうことから考えて、一定のいわゆる権利や自由がある程度制限をされてもそれはやむを得ないとは思うけれども、有識者の皆さんはどういうふうにおっしゃるんでしようかねと。

福祉に反しない限り、」というこの言葉はやはり重い言葉だと私は受けとめております。基本的人権が尊重されることは当然のことだと思います。

しかし、それはあくまでも公共の福祉ということが前提としてかぶらざるを得ない。その一つとして、我が国の災害対策基本法の第六十三条から六十五条にかけて、もう先生方は十分御承知だと思いますが、やはり国民の権利と自由を束縛する条項がございます。私は、災害対策についてはそのことが容認され、一方、我が国に対しても深刻な武力攻撃事態において国民の権利と自由を束縛するということはやあいが悪いという論理はどうのように考えても私には理解が困難でございます。

したがって、武力攻撃事態等法案には「国民の協力」と書いてある、ところが、災害対策基本法には「住民等の責務」と書いてあるわけですね。これだけ違つ、ある程度の配慮がなされているということははつきりと申し上げておきたいと思います。

○小尾参考人 私は、先ほど基本的個人権の問題でもうある程度お答えしていますので、そういうふうに御理解していただきたいと思います。

○渡辺参考人 どうも御質問ありがとうございます。

した。

林委員のおっしゃることに異論はございませんので、私も先ほど申しましたけれども、平時でなければならないという事態に我々はどうするかということを議論しているわけであります。そういう必要がないときは必要がないわけであります。

明白なことであります。

しかしながら、我々が今想定しているような事態においては、何らかの形で、一時的にしろ自由、権利というものを制限しなければならないことは解消しなければいけない。これは浜谷参考人にもおっしゃいましたけれども、そういう事態が無

限に続くわけではないわけで、終わったというときには明確に終わる。非常事態と非常事態でないということをはっきりさせるということは、私は非常に大事なことだろうと思います。

そして、非常事態が起っている最中であっても、それについて仮に何か権限の侵害があったときには、後からそれに対する補てんをするとか等々そういうことが当然考慮されなければならないわけでありまして、私が読む限りにおいては、用意されている法案の中には十分その考慮があるといふうに私は思つております。

○林(省)委員 どうもありがとうございます。

今のお三方の話を、私もまた帰りまして、皆様方にこうでしたよという御報告を申し上げておきたいと思います。

あと一点が、先ほど申し上げましたように、とにかく我々のところに来る抗議というのは、戦争法だ、政党によってはまだそういうビラが張られているわけです。戦争法反対、有事法制反対、まだ私の選挙区にもいさかは残っております。そこで皆さんにおっしゃるのは、何でこれが戦争法なんですかという疑問なんですね。何か外国から、不審船の問題だとかテロ問題だとか、いろいろな攻撃を受けたようなときに国家国民を守るべき法律であるんじゃないですか、そうおっしゃるものですから、それはそうなんですよ。なのに、なぜ一部の方々が戦争法だとおっしゃるんですか。きょうお見えになって私がたまたまお目にかかる方もそうおっしゃるんですね。私たちに戦争に行かせないでください、これは戦争法です、そう書いてあるんですかとお尋ねをするんですが、そう書いてあるの一點張りでございまして、とにかく聞く耳を持つていただけない、こんな状況であるわけです。

そこで、お尋ねをしたいわけでございます。私の持ち時間はあと三分ぐらいでございまして、しかも、先ほど藤井参考人につきましては、随分とわかるように、藤井参考人のお話からする

と、これはやはり戦争法なのかなというふうに私も理解ができましたので、浜谷参考人、新倉参考人にぜひお聞かせをいただきたいのですが、そういう懸念が次々と、それはもう広げなければそれはあるのかも知れませんけれども、少なくとも現在審議をしている法律案の中から、どこをどう解釈すればこれが戦争法になる、国家国民を無理やり動員して戦争をしかける法律になるという条項があるのかないのか、そのあたりのところを含めた御意見を賜れば結構かと思います。お二人の方にお願い申し上げます。

○浜谷参考人 私もその疑問はそのとおりであります。どこをどう読むとそういう解釈になるのかというのによくわからないというのが率直な感想であります。

強いて言うとすれば、それは、起こってしまった事態に対して対応している行為そのものが武力行使ですから、これが戦争だ、そういうことが戦争法だと言われることがないかと思うわけですが、そういう実力を行使するということからいきますと、例えば警察が暴力団の取り締まりをするときに、暴力団の暴力も悪いけれども警察の暴力も悪いというのと理屈は同じになってしまいますがから、そういう考え方はとり得ないということになります。

○林(省)委員 どうも皆さんありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 次に、渡辺周君。(発言する者あり)いや、質疑の中でお二人の、浜谷参考人、新倉参考人に質問をされたので、私としては藤井参考人は指名いたしませんでした。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺周でございます。きょうは、参考人の皆様方、非常に貴重な御意見、御提言、ありがとうございます。限られた時間ですで、私自身の見解を申し述べながら、専門家の御意見を伺いたいわけでございます。今回のこの有事法制の議論、私、昨年からずっとこの委員会におきました。昨年の今ころは、なにかほんの少しだけ、その間で、やはりこれは安全保障の問題である。何よりも、拉致が続いている北朝鮮が日本人を国家ぐるみで拉致したということを認めた。そして、しかもそれがまだ続行中であって、昨日も東京国際フォーラムで、拉致はテロであるという国民集会が、六千人ほどの方を集めて開かれました。その中で、やはりこれは安全保障の問題である。何よりも、拉致が続いていることは、解決していないということは、これは続行中のテロである。ということは、我々の主権の侵害である。残念ながら、この国が隣のすぐ向こう側にある限りは、いつ何どき次なる国家に対する、まあ瀬戸際外交などという言葉がありますが、私に言わせれば、外交ではなくて、これはもう完全な一種の主権侵害の国家ぐるみの行為である、国家的脅威であると私自身は思うわけですが、なぜ今になって急に出てきたんだと。

昨年の今ころは、正直言つて、小泉人気の大変高い支持率を背景にして、ほこりをかぶったお蔵入りした法案を、慌ててほこりを払つて出してきて、その内容もまだ大半が不細工なものであった。だから、その内容もまだ大半が不細工なものであった。そしてまた、答弁も何かつけ焼き刃的な

答弁の中で、非常に私どもも納得がいかない。こんなものでは、とてもじゃないけれども、我々も前提で物を言えば、非常事態においての、これは法的国家としての最低限の法整備はもちろんやつておかなければいけないし、ということは前提でやつていますね。

日本から出かけていって戦争するということをこの法案が考へているということは私は思いませんけれども、日本がそういう事態になった場合には、防衛のためということで武力行使をすることは、防衛のためということで武力行使をすることは当然予定されている。それはやはり公平に見て戦争、武力行使というのはやはり戦争だと思いまして、そういう点で戦争法と呼んでも、それはちょっと誇張がありますけれども、間違いではないんじゃないかというふうに思います。

○林(省)委員 どうも皆さんありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 次に、渡辺周君。(発言する者あり)いや、質疑の中でお二人の、浜谷参考人、新倉参考人に質問をされたので、私としては藤井参考人は指名いたしませんでした。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺周でございます。きょうは、参考人の皆様方、非常に貴重な御意見、御提言、ありがとうございます。限られた時間ですで、私自身の見解を申し述べながら、専門家の御意見を伺いたいわけでございます。今回のこの有事法制の議論、私、昨年からずっとこの委員会におきました。昨年の今ころは、なにかほんの少しだけ、その間で、やはりこれは安全保障の問題である。何よりも、拉致が続いている北朝鮮が日本人を国家ぐるみで拉致したということを認めた。そして、しかもそれがまだ続行中であって、昨日も東京国際フォーラムで、拉致はテロであるという国民集会が、六千人ほどの方を集めて開かれました。その中で、やはりこれは安全保障の問題である。何よりも、拉致が続いていることは、解決していないということは、これは続行中のテロである。ということは、我々の主権の侵害である。残念ながら、この国が隣のすぐ向こう側にある限りは、いつ何どき次なる国家に対する、まあ瀬戸際外交などという言葉がありますが、私に言わせれば、外交ではなくて、これはもう完全な一種の主権侵害の国家ぐるみの行為である、国家的脅威であると私自身は思うわけですが、なぜ今になって急に出てきたんだと。

この問題がクローズアップされて、ある意味ではお茶の間の中でもこの問題が取りざたされたことに由来する、武力攻撃を受けた場合にはそれを対処する、武力勢力を排除するというわけですが、今浜谷参考人のお答えにもありましたとおり、平和的手段が全くされた後に何ができる

は攻める法律じゃなくて、守るための法律なんじゃないか。だからこそ我々はいかなる事態においても国民をまもる、国民の生命財産を守るという観点から、この法案を前提入りでつくったわけあります。

その一つの政府案あるいは与党修正案の中ではい概念として、危機管理庁という、先ほど小尾参考の方からは非常に評価をしていただく御意見をいただきましたけれども、この危機管理庁という存在について意見があるのは、また新しい役所をつくるて新しい予算をつくるのかと。そこについては明快に、平時の役所と有事の役所は違うんだ、現行予算の中で人員を一人もふやさないでやる、これはある意味では行革そのものではないかというような御指摘をいただきました。

この点について小尾参考人に改めてお尋ねをしますけれども、では、例えば危機管理庁をつくった場合に、平時はどのような活動を我が国ではしておきべきか。アメリカでは、例えば連邦対応計画というものを立案して準備している、専門家の育成をやってその名を高めている、地位をあらしめているということをございますが、もし日本でFEMAを設置するということを今後考えていくとなれば、平時の役割をどのように考えたらいいだろうか。

そしてもう一つは、西元参考人に、このFEM A構想についてはどのような御見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○小尾参考人 お尋ねの件ですけれども、まだ日本にそういう機能が十分中枢的でないわけですから、考えられることは欧米を例にとることだと思います。一つは、有事に対する専門家が、自衛隊等は別にして、国民レベル、つまり民間防衛という視点でのNPOとかボランティアとかネットワークですね、地方公共団体を含めてまだまだ十分なレベルに達していないわけですから、その教育訓練、国民啓蒙活動がまず一番大事だといふうに思います。

それから、大災害とかテロとかその他、有事と

いうのはいつ起こるかわからないわけで、平時でもあれば、私は、まず人材育成を大至急アメリカの、アメリカのFEMAは五千人もいて、地並みの、アメリカのFEMAは五千人もいて、地 方にいろいろ事務所もありますけれども、そんな大きなものを期待しないとしても、民間が協力できるネットワークの中での中核的な役割をする教 育訓練、啓蒙活動、あるいは研究活動の、例えば、FEMAも国土安全保障省ということでありますけれども、では、例えば危機管理庁をつくった場合には、災害も含めて何らかの補正措置が行なっているわけですから、そういうた研究開発も練っているわけですから、そういうた研究開発も含めた人材育成をまず平時にやっていただきたいというふうに思っています。

○西元参考人 お答え申上げます。

結論として、危機事態においては時間が勝負でございまして、そのためには一元的な指揮統制といふことが非常に重要であるということは論をまたないと思います。私は、このことを、阪神・淡路大震災の際に、本当に痛切に実感として受けとめました。したがいまして、そのような組織が必要であるということは認識いたしております。

一方において、我が国においては、内閣法、内閣府設置法、それから国家行政組織法並びに各省 庁設置法などの規定とどのようにこれを総合して最終的に結論を出していかということについて

は、私は法律の専門家でございませんのでわかりませんが、常識的にはそのように考えておりますので、どうかこの点も先生方でぜひ御議論の上、将来の方向として一つの方向を定めていただければ、このように希望いたしております。

○渡辺(周)委員 やはりこの危機管理庁という概念が、当然のことながら、多岐にわたるさまざま な行政機構のいわゆる縦割りの弊害と言われて、例えば情報の伝達一つをとっても対応ができない。一つの例を挙げますと、今回の拉致問題をめぐっても、外務省と内閣官房では意見の相違があつた、あるいは連絡が不十分であった。実際、一般もそういうことが御示唆いただけ つまり、後から気がついて修復する、あるいは何

らかの形でリカバーできればまだいいのかも知れませんが、これは、まさに決断を求められたとき、対応するときに、各省厅からどうしたらいいのかということで、その協議をするだけでもまた時間がたつてしまう。この概念は、私どもはやはり必要だ。

ただ、批判を浴びがちな、またここで新たな役所をつくるて新たな予算措置を、どうせ、もし大きなことが起これば、国家的脅威が起きた場合に、これは、災害も含めて何らかの補正措置が行なわれるでしょうし、アメリカの場合は大統領権限で専決事項があるわけございますが、地方自治体においては何らかの形で、例えば知事なりが、もし地方の機関に対して指示をするときには何らかの関与ができるのかなとも思うわけでございます。

こうした中で、先ほどお話をありましたけれども、例えば、FEMAの地区運営局というところに正規職員が千人、しかし、四千人ほどのいわゆる臨時予備職員やボランティアが対応、復旧に当たるというような仕組みになっているわけでありますけれども、今、我が国において、では、民間防衛、そのサポートする専門家をどのように育てるか。

例えば阪神大震災を経験された方々が、私の出身地である静岡県にも災害ボランティアをつくりれた方がいます。実際、蘇生処置のような応急手当を消防署なんかに行つて実際に勉強して、何かの救急救命的な基礎知識だけは持とうと。しかし、残念ながらそれは一部でありまして、なかなかまだ全国的な組織にはならないわけであります。

そうした中で、例えば日本の場合、こうした緊急事態における民間ボランティアの育成というのはどういうふうにしたらいだろか。その点について、もし、アメリカの例にお詳しい小尾先生

○小尾参考人 一言で言えば、FEMAを先にくらなければ、日本の現状からすると、民間防衛のボランティア組織、NPO、ネットワークといふのは簡単にはできないのかなというふうに思ひます。アメリカの場合は、歴史もありますし、また、テロ等に対する危機意識というのが非常に高い国民を擁していますので、その辺は、まずFEMAをつくるのが先かなというふうに思います。

○渡辺(周)委員 もちろんそうなんですが、ただ、人材というものは突然出てくるわけじやございませんので、日ごろから、自治体を含めて、そうした機運を高めていくことも必要だうなというふうに思います。

時間がもう五分を切ってしまいまして、ちょっとと総論に、最後締めたいわけござりますけれども、先ほど浜谷参考人の方から、即断を求められ

る政府と、そして、多様な情報と多様な議論の中で真実へのアクセスをする議会とは違うのであるというふうな御意見がございまして、まさに、非常にわかりやすい言い方をされたわけであります。が、我が党の場合は、武力攻撃事態があつて、それを中止する、あるいは国会が関与することによって、認定するに当たって国会に情報を提供せよ、国会で、当然のことながら、国民にも当然情報を提供するし、その明確な証左について出すべきである、そして、終わるときにも国会が関与すべきだというふうなことも、一つ、政府案あるいは与党修正案にない部分について盛り込んだわけですが、その点についてはどのように御評価をいただけるでしょうか。

○浜谷参考人 その手続についてはおおむね了解しておりますし、私の理解するところと大体同じだろうと思います。

ただ、出すべき情報というものの、今度は中身の問題になってくるわけですね。結局、情報によつては、要するに相手方を利用するだけのものというのもござりますし、そういうことをえたときには、何から何まで全部開示せよということ 자체は無理があるというふうに思われるわけでありま

す。ただ、国民に開示するということは、これは

民主國家としての当然の責務でありますから、そ

ういう意味で情報開示というのを求めるということ

とは妥当だろうと思います。

○渡辺(周)委員

当然、いかなる手段を用いてどういう情報をどこから得たのかということについては、これははっきり言って、国家のまさに安全保障の根幹にかかる部分として公開できない部分ももちろんあるということは百も承知でござります。

ただ、その点について、昨年のテロ国会を思い出しますと、本当にビンラディンがあの九・一一に、一昨年ですか、関与したかどうか、その明確な証拠は、テロの首謀者であるという証拠は一体どこにあったのかということです。国会に実は資料が提供されましたけれども、それも正直言って、いかなるところからどういう形で来た証拠であるかということまでは我々ももちろん追及はしなかつたわけであります。

ただ、残念ながら、その中身が余りにもわかりにくくて、本当にこれが証拠と言えるものなんだろかということは、当然国会でも質疑をいたしました。ですから、民主的統制ということが、やはり関与しないと、これは権力の乱用と暴走をしてしまうということを我々は非常に懸念しながら対案を作成したわけでございます。

最後にもう一度小尾参考人、西元参考人に伺いたいわけですが、特に西元参考人には、基本法がないという中で民主党は基本法を出したわけでござります。そして、与野党でいいものをつくってくれというような御意見も、こちらのいたいたい資料の中にござりますけれども、改めて、民主党が出した法案についての御意見を西元参考人と小尾参考人に伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○西元参考人　お答え申し上げます。

先ほど意見で申し述べましたとおり、国家緊急事態法というの私はどうしても必要だと考えております。

最も望ましいのは、ドイツの第十七次改正、一

九六八年の基本法だと思いますが、これに類する

ようなものが我が国の憲法にぎっかりと規定され

ている。ということはどうしても必要なだけござ

いまして、このところは、まず、憲法調査会の

方では非でもそのような方向に御議論を持って

いらっしゃいます。

現段階において、それを、それでは憲法まではまだ時間がかかります。したがって、そのもう一

つ前の段階で基本法制を整備していただきたい

ことは重要な問題だと認識しております。それに

ついて、時間がかかります。多分時間がかかりま

す。ということは、もっと重要な問題が先送りに

されるということだけは避けていただきたいとい

う考え方でございます。

○小尾参考人　民主党が対案を出したということ

は、大変高く評価したいと思っております。

国家の危機とか安全保障、あるいは大災害を含

めた有事に対する国民の願いを生かすということ

であれば、与党と野党第一党が十分議論をして、

そして一つの法案にまとめるというのが、国際的

に見ても常識的な範囲じゃないかと思いま

る。

要は、評価の次として、与党と野党がどうこれ

を上手に料理していくと、お互いの主張を生

かしていくかということは、また国民が大変関心

を持っていまして、その点については今後の趣

勢を見守りたいなというのが感想であります。

○渡辺(周)委員　終わります。

○鳴山委員長　次に、赤松正雄。

○赤松(正)委員　公明党の赤松正雄でございま

す。

きょうは、六人の参考人の皆さん、大変に貴重

な御意見ありがとうございました。大変に貴重

な御意見ありがとうございました。大変に貴重

は大分変わったのかなという意識を持つて聞かせ

ていたいたいような気がします。

まず、新倉参考人にお伺いしたいんですが、要

するに、先ほどのお話を中で、優先されるべき課

題が転倒している、こういう御指摘がございま

た。私は、先ほど参考人がおっしゃった四つの

点、アジア地域における安全保障協力機構の設

立、あるいは北東アジアの非核地帯条約の締結、

非核化等々の四つの御提案というのは非常に意義

のある提案だと思うんですけども、先ほども、

政府がやらなきゃいけないことで、私ども

しっかりと促進するというか、カバーしていく

いと思っておるんですけどもね。

ただ、問題は、先ほどの参考人の御意見をお聞

きしていると、言ってみればアメリカの戦争に協

力するための、私のところですけれども、戦争

協力法制だというふうなおしゃり方なんです。

そういう御認識は先ほどのお話をでもわかるんです

が、それはさておいて、要するに、純粹に日本の

国が攻撃を受けたという形における、そのときに

どう国民を保護するために対処したらいいのか、

純然たるその部分。優先されるされないというの

は、百歩譲りまして優先されるべき課題を軽倒し

たとしましても、では、その次に来るべきものに

対してどう対処したらいいと思っておられるんで

しょうか。

つまり、私が衆議院の憲法調査会で先生と同じ

ような意見を持たれる方に質問を実はしたこと

あります。そのときの答えは、そういう場合ほど

うするかという、何もしない。要するに無抵抗

だと。無抵抗であることがより一層被害を

少なくする、こう答えた委員が一人いまし

た。もう一方は警察力で対応すると。なぜか、そ

れは自衛隊が憲法違反の存在であるからという答

え方だったと思います。

そういうふうな角度で、要するに、どういう形

でアメリカとの角度、さつき先生がおっしゃった

ことはよくわかるんですけども、そうではなくて、純粹に日本の國がある國から攻撃を受けたと

いうときに対する國民を守るために法制制度とい

うものは、優先度は低くとも必要と思っておられる

のか。それとも、そうじゃない、それはもう要ら

ないんで、そういうふうな形でもってやるのはど

うしてもアメリカとのかかわりがあるからままで

あって、要するに、そうじゃない外交的手段

の限りを尽くすということでとまっておられるの

か、思考を停止されているのか、失礼な言い方で

すけれども、その辺をお述べいただきたいと思

います。

○新倉参考人　御質問ありがとうございます。

なかなか国際的に似たところをついてこられたとい

う感じがします、ある意味では真情告白みたいな感

じがしますけれども、私としては、実際に攻められ

たときには何ができるかというふうに考えられ

ば、何でもできるんじゃないかという感じはしま

すね。そこら辺については、あらかじめ法制が必

要かといったら、現在の法制で十分間に合うん

じゃないかというふうに私は考えているわけです

ね。

それは多分、軍事力だけで武力攻撃に対して対

処できるというのは、私なりに言えばちょっと甘

いんじゃないか。国民の協力というのは、やはり

法律をつくって協力を求めるというのは、そちら

の側では筋だというふうに思いますけれども、私

から言わせると、そうではなくて、もっと国民

が、平和のための努力をこれだけやっているんだ

といふ納得の上で、その上で自発的に協力とい

ういう意味で、こういう形での法案をつく

うか差はあるのかもしれませんけれども。

そういう意味で、こういう国民の自発的な努力

というのをむしろ封じ込めてしまうことになるん

ではないかというふうに私は思っております。だ

から、それは、さつき四つ挙げた課題というの全部外交的努力の問題なんですかね。そういう外交的努力をする中で、日本国民自身もみずからやはり平和を実現する力として実力を蓄えていくんじゃないかというふうに思うわけで、そういう国民が、本当に他国から攻められたとき、では何をやるのか。それはあらゆる手段をとるでしょう。私はそういうふうに信じております。

○赤松(正)委員 ありがとうございました。参考人のお考え方方がそれなりにわかりました。

それでは、西元参考人にお伺いしたいです。が、一つは、先ほどいたいたレジュメの中で二ページの「二番目の武力攻撃事態等の認識について」のくだりで(2)から(3)に移るところ。つまり、今、要するに伝統的な形の、国家が国家を攻める形というものが想定されていてずっと有事法制の議論が進められてきたわけですが、そこへ昨今の、今までよりも、淵源をたどれば二十世紀後半から始まってピーコクとしてのあの九・一テロという形、あるいは日本が北朝鮮からのテロ工作船、こういう形のもののが出現という形で、言つてみれば、日本人の関心が今まである意味で意図的に封ざされていたというか、関心がいま一步低かったという有事法制のところにテロという事が起って、両方同時に、その効果によって有事法制そのもの、伝統的な有事法制というか、国家対国家の紛争事態にどう対応するかという問題が惹き起されたということだらうと思うんです。

先ほどのお話を、ちょっとお言葉足らずだったと僕は認識しているんです。(2)から(3)に至るくだり。要するに、国家対国家の伝統的な紛争、そしてテロと、いろいろなあいまいなものから明白なものまであらゆるレベルの武力攻撃事態があり得るものと思われるおっしゃった上で、その後、最近の我が国を取り巻く情勢からもこのような事態が起こらないという保証はなく、多くの多くがそのことを心配しているというふうに言われて、結論として、ありそうもない冷戦時代に想定された着上陸攻撃への対処を想定した法案だという指

摘は当たらない、こうおっしゃっている、ちょっと論理の飛躍というか、言葉が少し足らないんでないのかと思うので、もう少しそのところを。私はそのではないかと思います。

○西元参考人 御指摘、大変ありがとうございます。そのところは、確かに私も言葉足らずだったのですけれども、同時に、国家としてテロにあらゆる手だけでを尽くして対応していく、こういうとらえ方でいるんですけれども、何か御意見ござりますで

と申しますのは、専ら本格的な武力攻撃、いわゆる冷戦時代に想定されたような着上陸攻撃だけを目指した、それに対処するだけの法案というわけではないという理解でございますと、武力攻撃事態には、非常に低度のものから高度度のものまで幅がございますということを申し上げたかつたわけであって、そのすべてに私どもは対処しなければいけない、国家として。そして、武力攻撃事態等法案というのはそのすべてに対応するものである、このように理解しておりますので、専ら着上陸攻撃というようなことを想定したものではないと理解しております、こう申し上げたかったわけでございます。

○赤松(正)委員 ありがとうございました。

そして、さらに西元参考人に確認といいますかお伺いいたしますけれども、要するに私のとらえ方としましては、今おっしゃったようなことも私はとらえているんですが、まずは、今そのことが、つまり、参考人のお言葉を引用しますと、冷戦時代に想定された着上陸攻撃というものを今の時点です全否定するということは私は当たらないと

いうか、つまり現在の時点で考えづらくとも、これから先起こり得る可能性なしとしないという、そういう意味において、国家の基本的な構え方

として、今それはテロという事態が起こってそちらに人々の関心が集まっていても、やはり主たる対応の土台とか基本は、国家としての基本的な構えとしての伝統的な有事対応、これをまず主

こを最優先させていく。つまり、どちらが主かと集中する、そのためには、平時には許されるよう国民の自由というのがある程度は制限されなければならぬ、それはそのとおりだと思うんですね。そのとおりですけれども、それだけを言って常にあいまいな部分でございまして、必ずしもこの事態すべてを武力攻撃事態と言つわけにはいかないと思います。この区分けが非常に難しい点があることは事実であります。

○西元参考人 お答え申し上げます。

確かに武力攻撃事態というのには、今御指摘の例えはテロ、一般的なテロをこれは意味しますが、テロ、武装工作員あるいは工作船の侵入といったものは、これは警察行為なのか国防行為なのか非常にあいまいな部分でございまして、必ずしもこの事態すべてを武力攻撃事態と言つわけにはいかないと思います。この区分けが非常に難しい点があることは事実であります。

そしてもう一つ、先生のおっしゃいます最後の最も厳しい場面でございますね。これは、相手が強制的な意思を持って継続的に我が国の独立・主権と国民の生命財産に深刻な影響を及ぼすわけですから、それへの備えというの、仮に今は想定されていくても、将来のためにそこへの備えといふものも十分に持っておく必要があるということとは申し上げるまでもないと思います。

○赤松(正)委員 ありがとうございました。

渡辺参考人にお伺いいたします。先ほどのお話をの中で、二つ目の権限の限定というくだりの中で、一番最後にすつと述べられたことについてもう少し詳しくお考え方を聞かせていただきたいんです。

○渡辺参考人 正直言つて、私、それほど法案の条文が隅から隅まで頭に入っていないので、御質問に的確に答えるのは大変申しわけございません。ですから、具体的にここをこうしたらいいというお答えができないということをまず告白しなきゃいけないんです。

どうも一般の議論の仕方としては、先ほども申しましたように、国家が非常事態において権限を

集中する、そのためには、平時には許されるよう国民の自由というのがある程度は制限されなければならぬ、それはそのとおりだと思うんですね。そのとおりですけれども、それだけを言って常にあいまいな部分でございまして、必ずしもこの事態すべてを武力攻撃事態と言つわけにはいかないと思います。この区分けが非常に難しい点があることは事実であります。

○渡辺参考人 正直言つて、私、それほど法案の条文が隅から隅まで頭に入っていないので、御質問に的確に答えるのは大変申しわけございません。ですから、具体的にここをこうしたらいいというお答えができないということをまず告白しなきゃいけないんです。

どうも一般の議論の仕方としては、先ほども申

行は凍結するとか、幾つか、細かいものから大きいものまでありますけれども、その辺について、その辺について考え方を述べよというのも変な話ですが、ちょっとと御意見を最後に聞かせてください。

○浜谷参考人 その辺について申し上げたいと思いますが、FEMAの件は、私は今回は指摘をしませんでしたが、これは前から論文もしたためその主張をしていましたところでありますので、若干のコメントをしたいと思います。

アメリカのFEMAのコンセプトというか理念というのは、いわゆる国民にとっての緊急事態というのは、起こった事態を問わない、要するに、有事であるうがテロであるうが大災害であるうが、国民にとっての緊急事態というのは生命財産が脅かされることすべてだ。それに対する対応を考えたときには、それに対するすべての対応ができるようなものとしての機関が必要であって、まさに縦割り行政の批判から出てきたんですね。したがって、いわゆる大災害に役立つものは有事にも当然役立つものだというのが理念としてあったんだろうというふうに思います。

FEMAの特徴というのは、いわゆる縦割りを排するということですから、各省庁が従来持っている機能というものをそれから各省庁のいわば役割というものをマトリックスに仕上げて、そして、何かの機能を発揮するにはどことどことの省庁がかかるわるということがあらかじめだれの目にも明らかなよう、そういうシステムができ上がっているということなんですね。

したがって、日本の場合も、そういう省庁を単に一省庁としてつくっただけでは、いわゆる縦割り行政の弊害がまたそこに出でてくるだけであつて、これは問題があるだろう。しかし、アメリカの機能重視という、機能横断的な、各省庁横断的な、そういうものの発想からするとすればこれは非常に役立つことがあるかもしれないという程度の感想であります。

それから、修正協議については、いろいろな意

味でハードルが高いとか低いとか、対案が出たことがあります、FEMAの件は、私はほどの最後に申しませんでしたが、これは前から論文もしたためその主張をしていましたところでありますので、若干のコメントをしたいと思います。

アメリカのFEMAのコンセプトというか理念というのは、いわゆる国民にとっての緊急事態というのは、起こった事態を問わない、要するに、有事であるうがテロであるうが大災害であるうが、国民にとっての緊急事態というのは生命財産が脅かされることすべてだ。それに対する対応を考えたときには、それに対するすべての対応ができるようなものとしての機関が必要であって、まさに縦割り行政の批判から出てきたんですね。したがって、いわゆる大災害に役立つものは有事にも当然役立つものだというのが理念としてあったんだろうというふうに思います。

○赤松(正)委員 ありがとうございました。終わ

○中塚委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚です。

参考人各位におかれましては、大変御苦労さま

でございます。

私ども自由党は、今回この委員会に、安全保障基準法と非常事態対処基本法という二つの法律を提出させていただいております。先ほど来、参考人各位の御意見陳述の中でもありました、我が國憲法が、自衛権の問題であるとか、また、非常事態、緊急事態ということについての明文規定を欠いているというふうなことがあります。

私どもは、日本国憲法の三大基本原則というものがおるというふうに考えていまして、一つは国民主権、そして二つ目に基本的人権の尊重、三つ目に国際協調主義(平和主義)ということだと思いますが、この三つの原則というものは最大限尊重をしていかなければなりません。理念を尊重していかなければなりませんが、その上で、明文規定に見を伺いたいんです。

○浜谷参考人 御承知のように、日本国憲法の三大基本原理というのは、これは私が学生に講義をしていることあります、今挙げられた三点、それにはほかないと思います。

ただ、その三点が全く同じように平等に扱われるかどうかということについてはいろいろ議論が

あります。日本国憲法の三大基本原則といふものがあるというふうに考えていまして、一つは国民主権、そして二つ目に基本的人権の尊重、三つ目に国際協調主義(平和主義)ということだと思いますが、この三つの原則といふものは最大限尊重をしていかなければなりません。理念を尊重していかなければなりませんが、その上で、明文規定に見を伺いたいんです。

○中塚委員 ありがとうございました。

私どもの提出しております非常事態対処基本法というのは、目的のところで基本的人権を守るということを明記いたしておりまして、やはり基本的人権を守るために國が何をするのかということなんですが、この三つの原則といふものは最大限尊重をしていかなければなりません。理念を尊重して

あります。日本国憲法の三大基本原則といふことは、あるべき道だと思いますので、その辺は十分に議論を詰めた上で成案を得ていただきたいというふうに思っています。

要するに、野党第一党と与党との合意でやるというのは、先ほどおっしゃいましたように、これはまさに近代国家、民主主義国家の当然とするべき道だと思いますので、その辺は十分に議論を詰めた上で成案を得ていただきたいというふうに思っています。

○浜谷参考人 始まるときは時の政権の判断によって始まるというのは、その時の政権といふものが、民主主義的な合理性といいますか、民主主義的正當性のもとで民主国家の中ではありますから、その判断の根拠にされた前提とか条件とか、そういうものが後に違うということも判明する場合もある。しかし、そのときに一切その承認を取り消せないとすれば、時の政権にまさに白紙委任した証文を持たせてしまうわけであつて、そういうことのチェック機能が国会にしかないというふうに考えたわけであります。

したがって、承認行為については、事前であるうが事後であろうが、事実上は緊急の場合は事後承認といふのはだれでもわかっていることなんですね。したがって、そういうことにござわるということよりはむしろそれに期限をつけて、そして自動更新はさせない。ですから、改めてその承認効果といふものを継続させるためには、事前に、期間が満了する前に事前承認を求める、まさにいろいろな情報とか誤りとかそういうものが判明してくるでありますから、それに基づいて真実にアクセスする方法をとることが国会の

本来の役割ではないかということを考え、そのように提案させていただいたということです。

○中塚委員 ありがとうございます。

次に、西元参考人、小尾参考人、浜谷参考人のお三方に、自衛権の問題についてお伺いをしたいわけですが、現実問題、我が国に対する武力攻撃というものが起つた場合には、米軍、合衆国との共同の作戦というものが想定をされていくわけです。そのときにはいつも集団的自衛権の問題がありますが、私どもは、そもそも自衛権というのは個別と集団とを分けるものではないというふうな考え方であります。かといって、では、集団的自衛権を我が国が持つていて、それをフル規格の集団的自衛権で、例えば同盟国の国土が攻撃をされたからそこまで応援に行くんだということではなく、自衛権は、個別、集団に分けないけれども、抑制的に使っていくんだ。我が国に對して直接の攻撃があつたり、あるいはその攻撃のおそれがある場合に限り自衛権行使する。

例えば今回のイラクの戦争についても、イギリスとアメリカは同盟国ということでああいうふうに共同で作戦をとりました、我が国は、支持をするといった割には何もしていないわけですけれども。加えて、ではドイツとフランスだって、アメリカとは同盟国といえば同盟国なわけですね。

そういう意味で、集団的自衛権というものが行使できるからといって、常にフル規格的に使わなければいけないと、政策判断によつて、この場合には集団的自衛権行使する。

私どもの考えは、先ほど申し上げましたとおり、我が国が攻撃をされる、あるいはそのおそれがあるときには米軍と共同対処をするという意味においての集団的自衛権行使なんですが、こういった考えについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○西元参考人 お答え申し上げます。

私は、憲法の上でも自衛権が完全に否定されて

いない以上、自衛権を持つということは自明の理しゃつたことと私の考えは基本的には同じようなものでございます。ということは、例えばアメリカが攻撃された、アメリカにまで出かけていって集団的自衛権行使するといったようなことは、それは常識でも考えられないことだと思います。

ただ、その行使につきましては、今先生がおっしゃつたことと私の考えは基本的には同じようなものでございます。ということは、例えばアメリカが攻撃された、アメリカにまで出かけていって集団的自衛権行使するといったようなことは、それは常識でも考えられないことだと思います。

ただ、私たちが国際協力、国際平和協力ということを考えますと、集団的自衛権の行使が余りにも厳密かつ狭過ぎた解釈がなされていて、それが我が国の国際平和協力を非常に大きく縛っていることを考えますと、集団的自衛権の行使が余りにも厳密かつ狭過ぎた解釈がなされていて、それがこの武力攻撃事態等法案とは必ずしも関係ございませんが、基本的な法制の中でぜひ御検討をいたい申し上げます。

○小尾参考人 集団的自衛権という問題を考えますと、私としては、日本が攻撃される、あるいは攻撃されるおそれがある、そのためにはアメリカ軍が守る、そのアメリカ軍が攻撃された場合は日本はそれに協力する、そういう義務があつてもおかしくないだらうという考え方であります。

○浜谷参考人 集団的自衛権につきましては、保

持はすれば行使できずという有名な政府解釈がありまして、できずというところにちょっととひつかかるのであります、行使できる、しかし、するかどうかはわからないわけであります。

まさにおっしゃつたように、フル規格で常に集団的自衛権は持つていれば行使しなければならないことは全くございません。今の政府解釈でいきますと、行使できないとして、できる範囲で、いわゆる各地方自治体が持つてあるのが中央官庁でできればすべて解決する組織であるとか、そういうものの基盤整備とかいうものが最大のネックになるんじやないか、それをクリアしているような組織であれば日本でも役立つかもしれない。

ただ、それには底辺の組織が必要でありますて、いわゆる各地方自治体が持つてあるのが中央官庁でできればすべて解決する組織であるとか、そういうものの基盤整備とかいうものが最大のネックになるんじやないか、それをクリアしているような組織であれば日本でも役立つかもしれない。

○中塚委員 ありがとうございます。終わりま

す。さようは、参考人の先生方、大変ありがとうございます。

○赤嶺委員 日本共産党衆議院議員の赤嶺政賢で

すと、私としては、日本が攻撃される、あるいは攻撃されるおそれがある、そのためにはアメリカ軍が守る、そのアメリカ軍が攻撃された場合は日本はそれに協力する、そういう義務があつてもおかしくないだらうという考え方であります。

○小尾参考人 日本版FEMAについて先ほどから何回か私も答弁させていただいているだけれども、横断的なネットワークということが非常に重要なことでありますて、先ほどからいろいろな方が言つた縱割りとか重複とか、そういうことがない、また、緊急といつ、非常事態といつ時間單位で国民の運命が決まるようなことに対する行政

参考人の先生方のお話を伺つております。参考人の先生方のお話は、新倉参考人の方から最初に戦後の大きな決意ということを申されました。そして、藤井参考人の方からは沖縄戦のお話がありました。私自身が沖縄に生まれて、戦後の沖縄の荒廃の中で育つてきましたので、具体的なリアルな場面が思い出されながら、そして改めて戦後の大きな決意が本当に大事だということを先ほどのお話を感じているところ

思っております。

○浜谷参考人 FEMAというものがイメージで出てきますと、FEMAさえできればバラ色で、何でも解決するんじゃないかという、そういうまたイメージだけがひとり歩きしているわけですね。

そこで、きょうは、ただ、法案の参考人質疑ということがありますので、少し法案に沿って質問をしていきたいんですけども、結局、議論を聞いていますと、この武力攻撃事態なるものはいわゆる守る法律なのか攻める法律なのか、こういうことが議論であったと思うんです。そこで、お話を聞いていますと、守るといつても、冷戦時代の着上侵攻というのは今直ちに想定できるものではないんだと。以前の内閣の話でいくと、万々が一に備えて、備えあれば憂いなしということになると、守るといつても、そこがいまいち、この法律の性格が非常にぼやけている。しかし同時に、私、今の国際情勢の中でこの法律を見ていった場合には、この法律が持っている本質的な面がすごくよく見えてくるんじゃないかな、このように考えるんです。

そこで、新倉参考人にお伺いをしたいんですけども、参考人の方からはこの法律の絵柄というお話をありました。大きな絵の一部だということもありました。そして、その中で日米新ガイドラインとかアーミー・ジ報告だとかということもお話ししてます。

このアメリカの国家安全保障戦略ですね、先制攻撃

戦略として今議論をされているわけですが、この法律が守る法律か攻める法律かということを見る前に、そういうや恥なしにアメリカとの関係が問題になっていく、そのアメリカが今国家安全保障戦略という戦略を打ち出してきてる。そのことについて先生の方の御意見というあるいは所感というか、お聞かせ願えたらと思います。

○新倉参考人 御質問ありがとうございます。絵柄というのは私が言い出したことですけれども。

アメリカの戦略についてはもっと詳しい人がいるかもしれませんけれども、私の理解している限りでは、アメリカは、今回のイラクに対する戦争はどうして行ったかというと、最初は大量破壊兵器を蓄えていて近隣諸国を脅かす、こういう理由だったわけですけれども、その後、大量破壊兵器はどうも発見できないということで、イラク国民

を圧制者から解放する、こういうふうに言つたわけです。同時に、ブッシュ大統領というのは非常に大事なメッセージを出しているわけです。つまり、それは他国のために介入するという論理ではないわけですか。そうではない、まさにそういうことが問題になつた、國益を図るためにやつてあるんだという論理ですね。まさにアメリカの國益が問題になつた、國益を図るためにやつてあるんだという論理ですね。それは、だから、結局イラクが何らかの形でアメリカの國益を脅かす存在であるというふうに考えて、それが現実化する前にたたこう、こういうことで、それを先制的攻撃あるいは先制的防衛といふうに呼んでいるということですけれども、これは実際そこで問題になつてある國益は何なのかな、よく言われていることは「石油のためだ」というふうに言われていますけれども、私の見るところは、石油のためだけではないんじやないか、むしろ、あの地域にアメリカにとって親米政権をつくるということがやはり大きな目的ではないかと。さらには、中東という中でイスラエルの地位を確保する、これがやはりねらいだったのではないかと。そういうふうに思っています。

それと今回の法案と比べると余りにも落差が大きいように見えますけれども、しかし、私から言わせると、日本に対する武力攻撃というのは一体どういう事態であるのかという点はよくよくやることはあります。

つまり、先ほどからの議論ではつきりしてきたのは、日本の領域に直接武力攻撃がしかけられる、これはほとんどあり得ないだろうということですけれども、しかし日本に対する武力の行使の危険というのはやはりあるんだとおっしゃっていいわけです。その場合、私の方から質問することはありませんけれども、アメリカが言つているような日本の国益もあちこちにある、それに対する攻撃が行われた場合、ではこれは日本に対する武力攻撃ではないか、こういう論理は十分考えられるのではないか

かと思うんですね。

日本の企業はあちこちへ出ていますし、どこの国にも日本の大使館はあるわけですし、それから日本の飛行機はあちこち飛んでいるわけですね。それから日本のタンカーは世界の海にいるわけでして、それに対する攻撃も、日本に対する武力攻撃あるいは攻撃のおそれ、それにつながるようなものだというようなことにあるいはなりかねないんじゃないかな、というふうにも私は憂えているわけです。

そういう点でいいますと、この法案が非常に不透明であるということは、一見すると、確かに、日本の國民あるいは國民の利益を、安全を守るために法案であるという形をとっていますけれども、アメリカの論理をそこにかぶせますと、そこは、日本の國益が脅かされる場合には、先制的にやはりそれを守るために遠くまで出かけていくって攻撃をかけることも可なんだとということになりますかねないんですね。

もちろん、直ちにそういう事態を歓迎するというふうに思いますが、それと今回の法案と比べると余りにも落差が大きいように見えますけれども、しかし、私から言わせると、日本に対する武力攻撃というのは一体どういう事態であるのかという点はよくよくやることはあります。

つまり、先ほどからの議論ではつきりしてきたのは、日本の領域に直接武力攻撃がしかけられる、これはほとんどあり得ないだろうということですけれども、しかし日本に対する武力の行使の危険というのはやはりあるんだとおっしゃっていいわけです。その場合、私の方から質問することはありませんけれども、アメリカが言つているような日本の国益もあちこちにある、それに対する攻撃が行われた場合、ではこれは日本に対する武力攻撃ではないか、こういう論理は十分考えられるのではないか

かと思うんですね。

日本の企業はあちこちへ出ていますし、どこの国にも日本の大使館はあるわけですし、それから日本の飛行機はあちこち飛んでいるわけですね。

それから日本のタンカーは世界の海にいるわけでして、それに対する攻撃も、日本に対する武力攻

撃あるいは攻撃のおそれ、それにつながるようなものだというようなことにあるいはなりかねない

んじゃないかな、というふうにも私は憂えているわけ

かと思うんですね。

日本の企業はあちこちへ出ていますし、どこの

国にも日本の大使館はあるわけですし、それから

日本の飛行機はあちこち飛んでいるわけですね。

それから日本のタンカーは世界の海にいるわけでして、それに対する攻撃も、日本に対する武力攻

撃あるいは攻撃のおそれ、それにつながるような

ものだというようなことにあるいはなりかねない

んじゃないかな、というふうにも私は憂えているわけ

かと思うんですね。

わけですが、同時に、今度の議論の中で、周辺事態と武力攻撃の予測事態は重なるということも言われてまいりました。

この法律は、予測の事態から動き始めていく、そういうからくらりを持ってるという点で、今度の法律が、言つてみればアメリカの先制攻撃戦略で見られたような先制攻撃戦略というものを補完していく、それが日本の武力攻撃という事態につながっていくという不安を持つてますけれども、その点は先生どんなふうに考へてますけれども、私はそのおそれがあるわけですね。それは、簡単に申し上げますけれども、私はそのおそれがあるわけですね。そういうことはありますだろうというふうに思ってますけれども、私はそのおそれがあるだろうというふうに思ってます。

○新倉参考人 では、簡単には申し上げますけれども、私はそのおそれがあるだろうというふうに思ってます。

○新倉参考人

○新倉参考人 先ほどの発言でも申し上げましたけれども、国際刑事裁判所というのは、やはり戦争犯罪を裁くところなんですね。これは国内裁判所で本来は裁かれていたわけですけれども、それは不十分だと。特に、国ぐるみで戦争をやった場合に、勝った方は裁かれないという可能性があるわけですよ。やはり、国際の平和と安全あるいは人権という観点から、国際的な組織をつくってそういうものをできるだけ处罚することによって、そういうことをやる人をなくそう、これは要するに抑止力、そういう戦争犯罪の抑止ということが目的でつくられているわけですね。

ですから、これを強化していくということは非常に大事なんですけれども、これに反対しているのはアメリカであるということからも、軍事力に頼つてやっていくのがいいというふうに思っている国と、いや、もうそれは限界なんだ、もつとやはり理性的な、あるいは平時からいろいろと我々持っている工夫とか知恵を使って、ある意味では穏やかな方法で戦争ということをなくす、あるいは戦争における残虐行為をなくしていくという試みがあるわけで、ぜひこの国会でも早急にこの条約の承認をお願いしたい。

やはりこれがないと、有事法制だけ先走っているというのは私はとても不安でして、議員連盟をつくっていただきたいということがあちこちでお願いして回っているんですけれども、その点が、何事法制が先なんですよというふうな反応があるて、非常に残念に思っています。

○赤嶺委員 どうもありがとうございました。

藤井参考人への質問も考えていましたけれども、もう残り時間がなくなってしまったので割愛させていただきますが、ただ、先生が先ほどから述べられていました平和への思い、それが、沖縄戦で同僚を失った、私も、本当に戦争で被害に遭つて見捨てられた、看護できなかつたという後悔の念を持つて、今日、今、私の恩師がいらっしゃいますけれども、そういう思いを私も改めて

込めて、またこの有事立法の成立を食いとめるために頑張りたいということを、これは藤井先生へのメッセージとして申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○鷙山委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党の今川正美です。

きょうは、お忙しい中に参考人の先生方おいでいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、最初に質問に入る前に簡単に私の考え方を述べさせていただきたいと思うんであります。が、いわゆる今日有事法制は必要だとおっしゃっている議員の皆さん方のお考えの中には、そもそも有事法制がなかったのがおかしいだとか、ある

いは我が国の憲法に国家緊急権の規定がないといふのは何事だといったような御意見をよく聞きます。しかし、私はそうした意味で、先ほど藤井先生の方から過去の歴史に対する認識を示されましたけれども、私も常々、過去の歴史に対する謙虚さというものをなくしてしまって、この議論はできないと思うんですね。

つまり、半世紀前のアジア諸国に対する侵略戦争あるいは植民地支配を、我が国の国民は当時反省した上で今的新しい憲法を制定したはずだと思ふ。しかしながら、私はそれを想定したときにかけて日米の制服組は、日本有事を想定した三矢研究だと思ふんですけれども、あのときは、朝鮮有事を想定した日米による共同作戦、それに必要な法整備だった。しかも、これを当時の制服組が秘密裏に研究をしていたということで問題になりましたし、そうしたこと�이二年後の五六五年に発覚したにもかかわらず、やはり六七年から六年にかけて日米の制服組は、日本有事を想定した日米共同統合緊急作戦計画というものを政府や国会の承認を得ないまま作成をしていたということも新聞で明らかになりました。

私が思うのは、今回の有事法制も、いわばそのルーツといいますか、これは九年前の九四年、朝鮮半島の危機感が高まったときに、アメリカは既に周知の戦争計画、戦争プラン五〇二七号を策定しましたし、日本政府にそれに基づいて具体的な支援協力を要請した。しかし、日米両政府は、例えは有事法の整備が成っていないなどとか、あるいは集団的自衛権を実質的に行使できないなどの要因から、日米共同作戦には実効性がないということを相互に確認をし合っている。

その後は、もう先生方御承知のように、日米安保をグローバル安保へと再定義した九五年のナ・レポート、それから日米共同宣言、さらに日本ODAを含む経済援助を通して、他国には見られないほどの平和外交でそれなりの形をつくってきた、私はそのように歴史的な認識を持つわけ

であります。

この有事法制の議論が一年前から始まって、私もいろいろな激励のファックスや電話やメールが届きましたが、その中で、七七年から始まつた有事法制の研究、このときに防衛庁の官房長でございました竹岡勝美さんから何度もお手紙をいただきました。

その中では、あのとき自分は有事研究の中心にいたけれども、法制化をしないという前提だったから随分熱心にやつたんだ、今こうになって法制化するということは、これは本当にもう裏切りじゃないかという怒りに満ちた手紙を何度もいたしました。

さて、有事法制の原型は一九六三年のいわゆる三矢研究だと思うんですけれども、あのときは、朝鮮有事を想定した日米による共同作戦、それに必要な法整備だった。しかも、これを当時の制服組が秘密裏に研究をしていたということで問題になりましたし、そうしたこと�이二年後の五六五年に発覚したにもかかわらず、やはり六七年から六年にかけて日米の制服組は、日本有事を想定した日米共同統合緊急作戦計画というものを政府や国会の承認を得ないまま作成をしていたということも新聞で明らかになりました。

それともう一つは、仮に、あってはならないけれども、そういう不測の事態が生じたときに、日本が共同作戦態勢をとる、その場合の指揮権の問題であります。この特別委員会の中では、このようないにふるいが、福田官房長官が、指揮権が統一され、どこが最初にそういう事態を認定するのだろうかということが一点であります。

それともう一つは、仮に、あってはならないけれども、そういう不測の事態が生じたときに、日本が共同作戦態勢をとる、その場合の指揮権の問題であります。この特別委員会の中では、このようないにふるいが、福田官房長官が、指揮権が統一され、どこが最初にそういう事態を認定するのだろうか。いざ戦争だというときに、たしてそうだろうか。いざ戦争だというときに、米軍の指揮権、自衛隊の指揮権ということで通用するのだろうか。

この二つの点に関して、藤井参考人のお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井参考人 御質問、ありがとうございます。

今お尋ねいたしましたことにつきましては、やはり相当詳しく、事実に基づいて分析をする必要があります。だから、簡単に申し上げるならばそれは簡単にできるのですが、余り意味はないでしょうね。だから、やはり正確に議論をしていくだけ。一番私が希望したいのは、この委員会で皆さん方が意見をどんどん出して討論をする、そこで解説をしていく、そういう姿勢が必要ではないかと思うので、お勧めしたいと思います。

ふうに、一連の流れというのは、今申し上げたような、日米共同作戦に実効性を持たせるための共同作業であったというふうに私は認識をいたしております。

そこで、私が常々尊敬を申し上げております藤井先生の著作を改めて読んでみまして、二つのことを藤井参考人にお尋ねをしたいと思うであります。

簡単に済ませようと思ったら、久間先生に教え
ていただいたらしいのです。ただ、彼が持つてい
らっしゃるものは防衛庁の秘密なんですね。ここ
に問題があるのです。秘密じゃない形でそれを出
してくだされば、議論はどんどん深まっていくの
ですね。ところが、私の拝見したところでは、久
間先生はこれを全部秘密にしている。つまり、防
衛庁が明らかにしないのですよ。

そこを超えるようとしたらどういう手順が必要か
といいますと、アメリカとの交渉の中で出てきた
新しいデータを全部カードにして、そしてそれを
全員の共通の財産にすることですね。そうする
と、新たな変化がどこに出ているかということを
発掘することができますから。それなしにやる
と、やはり大きな失敗をする。

ということは、それをきちんと作業しないで
やっていると、アメリカに乘せられるんですね。
そのアメリカに乗せられる危険性大いにありとい
うのを、「密約」という小さな本に私は書きまし
た。これは、そのデータを幾つか並べてみせただ
けのことです。だけれども、そこで、アメリカの
手というのは何であるか、これは読むことができ
る。そういう本は一、三年前に書きました。

ということはどういうことかといいますと、軍
事というのは最大限ここまで広がるという、それ
はもう当然にしてそらなるんですね。そういう要
素を持つています。ですから、何か次から次へ起
きてきて変化していくように見えますけれど
とも、それは起こるべくして起きていくんですね。
そのことを全部知っているのは、アメリカの
言ってみれば統合参謀本部議長とかそういう人は
もう大体わかっているのです。つまり、その人
は、私も最近書きましたけれども、やはりクラウ
ゼビッツとかそのぐらいの軍事学の学問をしてい
る人であると言っています。

ですから、今川先生がおっしゃいましたことに
つきましても、例えば「私の本でいいますと、
シーエンジニア」という、これがパターントしてア
メリカの海外における作戦のやり方、その一つの

姿をシーエンジエルは示した。そのようなものを
幾つも幾つも積み重ねていって、そしてこのシーエンジエルは太平洋でやっているものだ、しかし、その次に、中東でやっているものもある、あるいは北朝鮮を中心とした東アジアでやるものもある。そういうふうな作戦パターンをずっと積み重ねて研究して広げていっている。これをちゃんと見ていただかないと、防衛厅は大きな失敗をすることになると思います。つまり、手のひらの上で踊らされることになるんですね。このことを忘れてアメリカとの防衛交渉をやってはいけないとと思う。

そういう意味では、ひとつこの場で、アメリカにだまされないための戦略というものを皆さんで研究していくだく必要があるのじゃないか、そう思ふ。

思ったのですが、何といつてもきのうからきょうまでの話ですから、その作業をやる時間がなかったので、まことに申しわけないですが、これはこの次に出す本に載せたいと思うのですが、お許しをいただきたいと思います。

○今川委員 時間がもうあと一分ぐらいです。で、実は、私は先生の著作を随分読ませていただいて、今回のイラク戦争の場合も、米中央軍の前線司令部をカタールに置いて、米軍を支援している各国はその指揮下に入っているんですね。

きょうは時間があれば西元参考人にもちょっとお聞きしたかったんですが、安保の委員会のときにも、私は防衛廳長官に日本の自衛隊も米軍の指揮下に事実上入っているんではないのかとお聞きをしましたが、作戦指揮下もしくは戦術指揮下、そういう概念そのものが、我が自衛隊、防衛廳にはないというふうな話でもありました。

もう時間がありませんから、今、藤井参考人からもありましたように、政府が、こういう有事法制という非常に重要な法案を審議するときには、

も、しかし、かつてのよう、プロペラの戦闘機
だとか戦車だとか、小銃とか機関銃というような
武器体系のもとではともかくも、最近のようにミ
サイルというような武器が主体になってまいりま
すと、戦争のやり方なんかも大分違ってくると思
うんですね。そういうことから、先制攻撃の必要性
があるんじゃないかというような議論が生まれ
てきてると思うんです。日本におきましても、
座して死を待つのか、こういう議論がございま
す。

そこで、この先制攻撃についてお伺いしたいの
は、だからといって何でもかんでも先制攻撃をす
ればこれでいいのかという問題が今ありますて、
それには一定の制約といいますか、条件のような
ものがないといけないと思うんですね。

そこで、まず、これは順番にお聞きしたいんで
ありますが、先制攻撃の必要性を認められるのか
どうかということが第一ですね。それから第二
は、仮にそれを認めるということになれば、どう
いう条件のもとに認めていいたらいいのか。これ
をお聞きいたしたいと思うんです。

まず、西元参考人 お答え申し上げます。

○西元参考人 お答え申し上げます。

軍事的合理性からいえば、先制攻撃というのは

出すべき資料をもつとオープンにして、そして、これは与党、野党的垣根を超えて、やはり国民になるほどと言つていただけるような議論をして上で審議を進めていかなければならぬ、私は本當にそう思います。そういった意味で、まだこの審議というのは、来週も含めまして、十分に国民の皆さん方の目に届き、耳に届くような議論をしてまいりたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○**鳩山委員長** 次に、井上喜一君。

○**井上(喜一)委員** 保守新党的井上喜一でござります。

きょうは、参考人の皆様、御苦労さまでござります。私は、時間がありましたら、二つの御質問をしたいと思うんですが、まず最初の質問は、先制攻撃ということについてであります。

戦争といいますのは、大体 受けて立つ戦争ですね。自衛権を発動して行う戦争というのは、そういうものが普通だと思うんですけれども

オプションの一つだと思ひます。
ただし、国家の政策としてそれを適用するかしないかという問題は、私は全く別問題だと考えております。少なくとも現状、我が国が先制攻撃をとるということは、私の常識からは政策的には出でこないということであいに考えております。
あえて、そのやる場合の条件はどうかというぐあいに仮に問われれば、第一に、それ以外に防ぐ手段が全くない、そして、しかも、それを座して待つということは極めて甚大な被害をもたらすという明白な証拠があるという、少なくとも二つの条件は外せないのでないかと思ひますが、後者を判定するということは至難のわざ、したがつて政策的にとり得るものではないのではないか、このように考へております。

○鳩山委員長 藤井参考人、認定主体とか指揮権のことを今川委員は質問されたのですが、少しお答えになつたらいかがでしようか。

制攻撃ということについてであります。

戦争といいますのは、大体 受けて立つ戦争ですね。自衛権を発動して行う戦争といふのは、そういうものが普通だと思うんですけれど

条件は外せないのではないかと思いますが、後者を判定するということは至難のわざ、したがって政策的にとり得るものではないのではないか、このように考えております。

第二類第六号

○井上(喜)委員 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、小尾参考人、お願ひいたします。

○小尾参考人 先制攻撃という言葉が私たちの頭に入つたのは、イラクに対するブッシュ政権のいわゆるブッシュ・ドクトリンという、アメリカの

安全保障上、非常に、百八十度とまで言いませんけれども、かなり大きな転換をしたということの

事実関係からだと思うんですね。悪口を言う人はネオコン・ドクトリンとか、いろいろ言いますけれども。

いずれにしても、自分の国民の生命、身体、財産が脅かされるという危険性が出たということで、あれば、それを客観的に判断できるというその情況証拠があるというのであれば、それなりの手段をとることもやむを得ないのかなというふうに思っています。

○井上(喜)委員 次に、渡辺参考人、お願いします。同じ質問です。

○渡辺参考人 先制攻撃という考え方自体は、別に最近出てきたわけではなくして、前からあると思うんですが、それが非常に大きく問題になったのは、今まで御議論があったように、イラクに対するアメリカの攻撃であったと思います。そこで、私の考え方では、なぜそういうことが問題になるかというと、いわゆる大量破壊兵器といふものが拡散しているという現実をどうするかということが前提だと思います、条件とおっしゃいましたけれどもね。そうすると、今までの考え方ですと、そういう物騒な兵器というものはまず国家が持っているものだ、そういう国家が持っているものに対してはいろいろな形の抑止というものがきくという前提であったと思うんです。その二つの前提が、崩れてきているとアメリカは思っているわけですが、もしそうだとすると、

これは大変な事態だらうと思うんですね。國家以外のいろいろな集団、場合によっては個人でさえも、かなり殺傷力の高い武器を持つことが可能になつてくるということになると、これは大変なことになる。

そうしますと、そういうふうな事態に対しても、従来のような抑止というものがきかないだろう。従来の抑止は、御承知のように、向こうがそういう物騒なものを持っていても、こちらがそれに対抗するものがあれば、向こうはそのような危険を冒してまであえて攻撃をかけてこないだろ

う。従来の抑止は、御承知のように、向こうがそ

ういう論理の上に成り立つてゐるわけですが、あ

ちらが、自爆テロというのが典型的だと思うんで

すが、自分たちはどうなつてもいいんだ、とにかく相手をやつつけられないと、いう論理しか働かない場合には、抑止がきかないですね。

そうすると、もしもそういう認定が正しいとすれば、そういうものを持つてゐるという疑いのある

場合には、こちらから先に攻撃してそれを取り上げるということが必要になるというのが、いわゆる今の先制攻撃論だと思うんですね、一般理論として言うと。

それが日本にどう当てはまるかというのではなくなかなか悩ましい問題だらうと思ひますけれども、先ほどの御質問にあつたように、どういう条件であるかというときには、西元参考人の御意見をかり

ると、ほかの手段がきかなかつた場合というふうにおつしやつたわけですが、私の言葉で言いかえ

ると、今申しましたように、そういう抑止というものがきかないという場合には、ぎりぎりそういう危険が目に見えているという証拠があつたとい

う場合には、これはやはり何かをしなきやいけないだろう、そういうふうに考えます。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございました。

○浜谷参考人 次に、同じ質問であります、浜谷参考人、お願いいたします。

○浜谷参考人 まず、座して死を待てというお言葉でしたけれども、座して死を待てなんというこ

とを国民に求める国家というのは、もう国家の機能を喪失しているというふうにまず思います。

そうであるならば、では先制攻撃そのものを認めめたということになりますけれども、先制攻撃そのもの

を認めたということを国際社会に宣明したときの日本国外交的デメリットということを考えます

と、必ずしも日本のメリットばかりではないんで

はないかということが一点あります。

それから、日本に、仮に先制攻撃というものを認めたとしても、絶戦能力がないわけですから、

そういう意味では、ただやつただけということ

で、結果的に何の意味もなかつたということにな

るようなおそれもありますので、必ずしもそれは高専な判断ではないんじゃないかということであ

ります。

それよりも、日本が今、防衛上の国是としてお

ります専守防衛という概念の見直しの方が、私はどちらかというと合理的ではなかろうかと。専守

防衛というのは、要するに、やってこなければ何

もできないということではなくて、その範囲を広げることによって対応可能な部分というのがまだ

出てくるのではないか。

それからもう一つは、どのような場合に認める

かというようなことでありますけれども、過去

には国会答弁の中でも、それしか手段、方法がない

という場合には、外國のミサイル基地をたたくとい

うことともこれは自衛権の発動として認められる

いう答弁もあるわけですから、そのような形で専

守防衛の概念の見直しというものがこれから行わ

るべきではないかというふうに思います。

私たち、国際司法裁判所というところへ、核兵器の使用及び核兵器による威嚇というのは国際法に違反しないのかという問い合わせ、勧告的意見を求めてことがありますけれども、そのときに、意見

は割れるわけですけれども、一致して認めたのは、一般的には国際法に核兵器の使用というの

は違法であるということですね。最終的に、ではぎりぎりの場合、その国家の存立にかかるような場合に核兵器を使用するということは合法なのかな

違法なのかという点について、三名の裁判官は、

これは違法である、国家が滅びても核兵器を使つちゃいかぬ、厳しく言えばそういう考え方を表明されたわけですけれども、多数意見は、そのとき

は私たちはもう判断できな、この問題は皆さんで考えなさい、こういうことです。

先制攻撃というのはいろいろな形態があると思

いますけれども、一気に国土を壊滅させるような

大規模な攻撃ということが予定されて、イラクに

対する攻撃はそういうことを一応想定してやつて

いるわけでして、全く無条件にやつているわけではないということは確かですけれども、そういう場合は違法であるということです。

○井上(喜)委員 藤井参考人にもお尋ねします

が、その前に浜谷参考人に、ちょっと御答弁に関連をいたしまして御質問したいんですけど、専守防

衛の範囲を多少広げていけばいいじゃないかとい

う、確かにそういう議論があるわけですね。だか

ら、参考人の御意見としては、どの程度まで広げ

るのか、御意見があればお伺いしたいと思いま

す。

○浜谷参考人 それは私の役目じゃなくて先生そ

のものの役目だと思いますけれども、いわゆる過去の国会答弁は、そのあたりは十分詰めた上で

答弁だと私は認識しています。要するに、それ

か手段がない、そこをたたかないと永久に日

本が攻撃を受けるなんという状況になれば、それは専守防衛ということ 자체が意味がないというこ

とになりますから、その専守防衛という概念を

しっかり守らうとすればそこをやるしか方法がない、こういう意味で広がる部分はあるのではないかというふうに申し上げたわけです。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございました。

最後になりましたが、藤井参考人にも同じ私の質問です。同じ質問というのは、最初の質問につきまして、御意見があればお伺いしたいと思いま

す。

○藤井参考人 戦略とかあるいは政策とかいうことに広げて申し上げることができたらいいと思うんですが、私の今の極めて素朴な、直観的な考え方からすれば、日本として一番いい政策は、例えば一例で言いますと、国民保護法というのをつくると言っているんだから、つくったらしいと思いません。これは非常に効果的な政策になると思います。そして、国民保護法というものをつくるつくこと言いながら余り力を入れないで、実際また別のことをやり出したというのが、非常に危険な、マイナス効果が最も大きい政策展開だらうと思います。

実際に今までやってきたことを見てみると、明治以来、ずっとそんなに立派な防衛政策は出してないんですよ。ですから、この際うまいことをやろうなんということを考えないで、まず一年生からきちんと基本をやっていくということが大事だ、私はそう考えております。

○藤井参考人 藤井参考人、質問は先制攻撃についてですが……。

○鳩山委員長 藤井参考人、質問は先制攻撃についてであります。

○井上(喜)委員 ありがとうございます。最初の質問はそこであったのはわかつていますが、ただし、問題を広げて答えさせてください、こう申し上げました。

○鳩山委員長 はい、わかりました。

井上喜一君。

○井上(喜)委員 ありがとうございました。
もう時間もありませんので、次は西元参考人だけにしか御質問できないと思うんですが、政府の

方は武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、これをお出していますね。与党の方はその修正案を出した。これは御存じのとおりですが、この法律のほかに、もちろん民主党、それから自由党の方もそれぞれ出ています。私は一応、政府の案を中心にして御質問するのであります、この法律以外に法律をつくる必要、つまり有事の法律、あるとすればどんな法律なのか、どんな中身になります。

○西元参考人 大変難しい御質問でござりますが、有事ということを、これまでの政府答弁のところに、我が国が武力攻撃を受けたような事態、いわゆる自衛隊に対して防衛出動が発令された事態というぐあいに限定いたしますと、私は、これまで出されている政府の案、それに与党修正案、並びに民主党と自由党の修正案、これで範囲はカバーしているのではないかと思います。

それ以外にもっと重要なこととして、我が国が国際社会の平和と安定にどのように協力していくかという包括案、これはやや有事法制とは違いますが、けれども、このような包括法案をつくって、その都度その都度の事象にタイムリーに対応できるようにしておくということは非常に重要な事項だとと考えております。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございました。終わります。

○鳩山委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

○井上(喜)委員 本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、また貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

平成十五年五月十三日印刷

平成十五年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B